

---

平成21年 第5回(定例)南部町議会会議録(第4日)

平成21年6月26日(金曜日)

---

議事日程(第4号)

平成21年6月26日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第47号 南部町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第4 議案第48号 南部町公共料金審議会条例の一部改正について
- 日程第5 議案第49号 南部町営住宅条例の一部改正について
- 日程第6 議案第50号 南部町上水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第51号 南部町消防団条例の一部改正について
- 日程第8 議案第52号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第9 議案第53号 平成21年度南部町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第54号 平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第55号 平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第56号 平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第57号 平成21年度南部町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第14 陳情第19号 地方自治体の地域生活支援事業への国の補助のあり方についての陳情
- 日程第15 陳情第20号 日中一時支援事業等の地域生活支援事業における応益負担の見直しを求める陳情
- 日程第16 陳情第21号 障害児デイサービスの存続を求める陳情書
- 日程第17 陳情第22号 障害者自立支援法の事業者報酬の抜本的見直しを求める陳情
- 日程第18 陳情第23号 小規模作業所の存続と小規模作業所の利用者負担の廃止についての陳情
- 日程第19 陳情第2号 『「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかなる制度を求める意見書』採択に関する陳情書
- 日程第20 陳情第3号 物価上昇に見合う年金引き上げについて
- 日程第21 陳情第4号 気候保護法制定についての国への意見書採択のお願い
- 日程第22 陳情第5号 ミニマムアクセス米の輸入見直しに関する陳情

- 日程第23 陳情第6号 「農地法改正案」の廃案を求める陳情
- 日程第24 陳情第7号 最低賃金の引き上げと中小企業対策の拡充を求める陳情  
(追加議案)
- 日程第25 選挙事務問題調査特別委員会中間報告
- 日程第26 発議案第8号 地方自治体の地域生活支援事業への補助のあり方についての意見書
- 日程第27 発議案第9号 障害児デイサービスの存続を求める意見書
- 日程第28 発議案第10号 障害者自立支援法の事業者報酬の抜本的見直しを求める意見書
- 日程第29 発議案第11号 小規模作業所の存続と補助金の継続についての意見書
- 日程第30 議員派遣
- 日程第31 議長発議第12号 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第32 議長発議第13号 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第33 議長発議第14号 閉会中の継続審査の申し出について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第47号 南部町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第4 議案第48号 南部町公共料金審議会条例の一部改正について
- 日程第5 議案第49号 南部町営住宅条例の一部改正について
- 日程第6 議案第50号 南部町上水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第51号 南部町消防団条例の一部改正について
- 日程第8 議案第52号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第9 議案第53号 平成21年度南部町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第54号 平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第55号 平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第56号 平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第57号 平成21年度南部町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第14 陳情第19号 地方自治体の地域生活支援事業への国の補助のあり方についての陳情
- 日程第15 陳情第20号 日中一時支援事業等の地域生活支援事業における応益負担の見直しを  
求める陳情

- 日程第16 陳情第21号 障害児デイサービスの存続を求める陳情書
- 日程第17 陳情第22号 障害者自立支援法の事業者報酬の抜本的見直しを求める陳情
- 日程第18 陳情第23号 小規模作業所の存続と小規模作業所の利用者負担の廃止についての陳情
- 日程第19 陳情第2号 『「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制度を求める意見書』採択に関する陳情書
- 日程第20 陳情第3号 物価上昇に見合う年金引き上げについて
- 日程第21 陳情第4号 気候保護法制定についての国への意見書採択のお願い
- 日程第22 陳情第5号 ミニマムアクセス米の輸入見直しに関する陳情
- 日程第23 陳情第6号 「農地法改正案」の廃案を求める陳情
- 日程第24 陳情第7号 最低賃金の引き上げと中小企業対策の拡充を求める陳情
- (追加議案)
- 日程第25 選挙事務問題調査特別委員会中間報告
- 日程第26 発議案第8号 地方自治体の地域生活支援事業への補助のあり方についての意見書
- 日程第27 発議案第9号 障害児デイサービスの存続を求める意見書
- 日程第28 発議案第10号 障害者自立支援法の事業者報酬の抜本的見直しを求める意見書
- 日程第29 発議案第11号 小規模作業所の存続と補助金の継続についての意見書
- 日程第30 議員派遣
- 日程第31 議長発議第12号 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第32 議長発議第13号 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第33 議長発議第14号 閉会中の継続審査の申し出について

---

出席議員（14名）

1番 板井 隆君	2番 仲田 司朗君
3番 雑賀 敏之君	4番 植田 均君
5番 景山 浩君	6番 杉谷 早苗君
7番 赤井 廣昇君	8番 青砥 日出夫君
9番 細田 元教君	10番 井田 章雄君
11番 足立 喜義君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀尾 共三君	14番 石上 良夫君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	—————	谷 口 秀 人君	書記	—————	伊 藤 真君
			書記	—————	三 輪 祐 子君
			書記	—————	加 藤 潤君
			書記	—————	田 村 志 乃君
			書記	—————	吉 持 美奈子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	—————	坂 本 昭 文君	副町長	—————	藤 友 裕 美君
教育長	—————	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	—————	三 鴨 英 輔君
総務課長	—————	森 岡 重 信君	財政室長	—————	唯 清 視君
企画政策課長	—————	長 尾 健 治君	地域振興統括専門員	—————	仲 田 憲 史君
税務課長	—————	米 澤 睦 雄君	町民生活課長	—————	分 倉 善 文君
教育次長	—————	稲 田 豊君	病院事務部長	—————	陶 山 清 孝君
健康福祉課長	—————	前 田 和 子君	保健対策専門員	—————	櫃 田 明 美君
建設課長	—————	三 鴨 義 文君	上下水道課長	—————	頼 田 泰 史君
産業課長	—————	景 山 毅君	農業委員会事務局長	—————	真 壁 紹 範君
監査委員	—————	須 山 啓 己君			

---

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（石上 良夫君） ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石上 良夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

8番、青砥日出夫君、9番、細田元教君。

---

## 日程第2 議事日程の宣告

○議長（石上 良夫君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

## 日程第3 議案第47号

○議長（石上 良夫君） 日程第3、議案第47号、南部町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 議案第47号、南部町個人情報保護条例の一部改正について報告いたします。

本議案の内容は、統計の真実性を吟味し、統計調査の重複を除き、統計の体系を整備し、及び統計制度の改善発達を図ることを目的とする日本の法律がある統計法が1947年3月26日公布され、2007年5月23日、この統計法を全部改正する法律、新たな統計法が平成19年法律第53号として公布され、一部の規定を除き2009年4月1日から施行されることに伴って、南部町個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

質疑の主なものでございますが、事業所母集団データベースに質問がありました。

また、反対意見、賛成意見はありません。

討論省略、表決の結果、当委員会においては、全員一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、以上で討論を終わります。

これより、議案第47号、南部町個人情報保護条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第48号

○議長（石上 良夫君） 日程第4、議案第48号、南部町公共料金審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議案第48号、南部町公共料金審議会条例の一部改正について報告いたします。

本議案の内容は、この審議会は委員10人以内で組織するという中で、町の職員が2名入っているものを南部町の区域内の公共的団体等の代表者、その他南部町に移住する者に条例を改正するものであります。

質疑の主なものでございますが、選任の基準はどのようなものか、他の自治体の状況を調査したことがあるかという内容でありました。

反対意見としては、町職員2名を外したことは前進しているが、公募委員の数を入れるべきであり、また、10人構成では少ない。

賛成意見の者は、町職員2名を南部町区域内の公共的団体の代表者、その他南部町に移住する者に条例改正するものであり評価するという内容であります。

討論、表決の結果、当委員会において、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。以上であります。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に……（「ちょっと休憩して」と呼ぶ者あり）  
ちょっと休憩します。

午前9時08分休憩

---

午前9時09分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。先ほど「南部町に移住する者」と言ったようにございますが、訂正させていただきます。南部町に居住する者ということに訂正お願いいたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） はい、わかりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 委員長に1点だけお聞きします。私は、公共料金というのは町内に広く住む者がやはりこれが影響するものであり、この審議会に公募が原則だと思うんですよ。というのはなぜかといいますと、日々日常生活に使うのに、公共的な団体もそうなんだけれども、一番の基礎になるのは住民1人当たりがやっぱり利用するということから発想すれば、そのことになるんだと思うんですけども、そのことについては委員会の中では、反対意見の中にもあったようですが、皆さんの総意として、これをよしとされたということが賛成者の中の意見をぜひ披露していただきたい。このことをお願いしておきます。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） そういう意見もありましたが、今回上程されておる議案については、職員が2名入っていたものを町に居住しておる者に変える条例の改正でありますので、これについての審議するのが妥当ではないかというふうに考えております。以上であります。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか、討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この南部町公共料金審議会の改定案ですけれども、先ほど委員長報告にもありましたように、これまでの条例で町の職員が2名入っていたものを今回、南部町の区域内の公共的団体の代表者、その他南部町に居住する者という改定になっています。私は、これまでの一番最近、公共料金審議会が下水道料金を変えるために開催されました。

その審議会の内容を見てみますと、委員構成はすべて町の担当課が選任しておられて、公募の委員はなかったように、そういう実態だったと思います。それで、そういう中で私は、住民の合意を形成していく過程で本当に広く住民の意見を聞いていく姿勢が、公共料金については大変大

きな課題であるというふうに考えています。それで、南部町の他の審議会の例を見ますと、総合計画に関する審議会が17名の構成になっております。それで、公募も一定数するようになっております。それから、男女共同参画の審議会は半数を公募するというように明記しております。そういう他の条例との関係で見ても、大変今回の提案というのは、公募のことについてはっきり公募委員は何人にするという規定もないわけです。担当課が選任するということになってますから、これがどのように構成されるのかという明確な規定がないということは、不十分なものであるというふうに考えます。

そういうところから見て、公募委員の規定と人数の増員、そういうことを求めて反対をいたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。私は、この議案第48号、南部町公共料金審議会の条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

旧の条例では、審議会は、1番、学識経験のある者、2番、民間団体の代表者、3番、町の職員から組織されておりました。先ほど井田委員長から説明もありましたが、この3番の町職員を南部町区域内の公共団体の代表者、その他南部町に居住する者となっており、つまり町民を構成員に加えるという改正案です。この改正は、南部町の公共料金について広く町民に意見を聞くことになり、町民に開かれたまちづくりに近づくこととなります。

よって、反対をする理由など全くないと思い、この南部町公共料金審議会条例の一部改正については賛成をいたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 先ほども反対意見であったんですけど、私も全く同等な思いをしてるわけですけども、私は、このように町職員を外して町民の中から求めるということであれば、やはり町民の中で公募をかけて、そして、いろんな意見を集めていくということをやっぴりやるべきだと思うんです。どうしても行政側というんですか、担当の方でこの方をとということになると、非常に公平性を欠くというぐあいと思うわけなんです。もちろん人数も2名なんですけど、もっとその率をふやすこと、このこともあわせてやはり公募をすることが利用者の声を強く反映することであって、確かに条例の改正では、町職員を南部町に居住する者に変えるんだけど、しかし、私はこの際、もっと広く民主的に住民の生活実態に合わせるためから、この改正するた

めにこれをつけ加えること、だから、ここについては非常にふぐあいであるということから、これに反対するものであります。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥 日出夫君） 8番、青砥です。先ほどから町の職員を外して民間の方を入れるということで条例が出てるわけで、その部分については賛成だと、いいということをおられます。この条例の改正案は、そこについて改正をするということで、やはり段階を踏んだ条例の改正ということからいえば、一遍にすべてを変えるというようなことをしますと、また、何かのふぐあいということも起こり得ることもあると思います。したがって、一步前進したもんをこれを却下して、もとに戻すというのは、それは妥当ではないということからしまして、私は賛成いたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第48号、南部町公共料金審議会条例の一部改正についてを採決いたします。  
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第49号

○議長（石上 良夫君） 日程第5、議案第49号、南部町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長です。議案第49号、南部町営住宅条例の一部改正について報告いたします。

本議案の内容は、町営住宅城山住宅の新築に伴いまして、条例を整理するものでございます。

中身的には、昭和47年に建てられました簡易耐火の建物でございまして、7戸を4つ減らしまして3戸にし、それから、平成20年の木造建築の平家建てでございまして、これが新たに新築しました2戸を追加という形で変更になるものでございます。

これにつきまして、討論、表決の結果、当委員会におきまして、全員一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。以上、報告いたします。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、討論を終結して、これより、議案第49号、南部町営住宅条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第50号

○議長（石上 良夫君） 日程第6、議案第50号、南部町上水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。議案第50号、南部町上水道事業の設置等に関する条例の一部改正について報告いたします。

本議案は、南部町条例159号の別表にございます福里区が記載漏れになっていたもので、これを補綴整理するものでございます。

これにつきまして、討論、表決の結果、全員一致で原案を可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、終結します。

これより、議案第50号、南部町上水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第51号

○議長（石上 良夫君） 日程第7、議案第51号、南部町消防団条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議案第51号、南部町消防団条例の一部改正について報告いたします。

本議案の内容は、条例の中の水火災その他災害の場合、警戒の場合、訓練の場合、そして、その他の職務に従事する場合の費用弁償を、その他の職務に従事する場合を町長が別に定める額に改正するものであります。

質疑の主なものは、春、秋に行われるパトロールに対する費用弁償として支給される根拠は、改正される費用弁償の支給方法はであります。これに該当するものは点検パトロールであり、これは現在ボランティアでやっていたが、これを団に対して1回2,000円を支給し、月3回で年間36回であります。7万2,000円を団に費用弁償するものであります。その根拠は数字でちょっとお話しさせていただきますが、1カ月に3回、点検パトロールをやるわけでございます。1回2,000円としまして7分団に3回、1年ですから12カ月です。これを掛けますと50万4,000円という金額になります。それから、春、秋パトロールやおるわけですが、これは町内一斉巡回でございます。1回当たり何人出しても5,000円、これは8分団。これに春、秋2回ですから、これ掛けますと8万円、トータル58万4,000円となるわけでございます。それで、仮に火災が出た場合には、これに対して1人当たり3,800円という費用弁償をしておるわけでございます。これを58万4,000円を3,800円で割りますと、人数が出ます。人数がこれ153人分になるわけでございます。これは現在、消防団定数が148名という人数でございます。そうしますと、ほぼ1回分に該当するわけでございます。

ですから、点検パトロールを充実することによって、現在、火災が少なくなっておるということでございますので、やはり充実していきますと火災防止になりますし、それから、費用弁償、分団に対してなかったもの、ボランティアで出たものが年間7万2,000円ということは、支給できるということでございます。以上でございます。

それから、反対意見でございますが、反対意見としましては、町長が別に定めるという額とは、きちんとしてない、金額を明確にすべきだということでございます。

賛成意見としましては、この改正で費用弁償が充実し、今までの費用弁償が団に対して1万円だったものが7万2,000円になるということでございます。金額は明記がよいと思うが、何かあったときのことを考えると、また、想定すると、この明記の仕方がよいではないかという意見でございます。消防はボランティア、あるいは点検パトロール費用弁償が1回、団に対して2,000円支払われるようになったことはいいことだという意見でございます。

討論、表決の結果、当委員会においては、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 委員長にお聞きします。改めて現行の条例を見ますと、ここに別表の第1、第2、第3とあるわけですが、その第2の中に、火災その他、あるいは警戒の場合、あるいは訓練の場合、そして、その他の職務に従事する場合というぐあいに4つ分かれておりますね。現行で見ますと、その他の職務に従事する場合、1回につき3,800円という明示されてるんですよ。今まで委員会の中で、委員長が説明受けられたと思うんですけど、執行部の中から。そうすると防火パトロール、これについては5,000円を出しとったということを言われたんです。

それと、もう一つは、機械機器点検、その他を讀んで、これが今まで出してなかったということなんですけども、これをそのまま受けると条例に違反してるんじゃないかと思うんですよ。その点についてはどうだったんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 条例に違反してるというふうには理解しておりません。ただ、今の春、秋行われてる巡回、これは一斉巡回でございまして、私は、その費用弁償5,000円というのは違反しておるとは理解しておりません。それと、その他の職務に従事する場合の条例

では3,800円となっておりますが、先ほども説明しましたように、今の改正するものについて、点検パトロールでございますが、ボランティアでやっていただいていたんだということがございますので、私は、そのように……。 (発言する者あり) 議長、いいですか。

○議長(石上 良夫君) 続けてください。

○総務常任委員長(井田 章雄君) じゃあ、ちょっと休憩させてください。

○議長(石上 良夫君) 休憩します。

午前9時27分休憩

---

午前9時30分再開

○議長(石上 良夫君) 再開します。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長(井田 章雄君) ただいまの質問に対してお答えいたします。

説明がありましたのは、団に対しては規定がないということでありまして、団員に対しては規定が明記されておるということでございます。以上であります。

○議長(石上 良夫君) 13番、亀尾共三君。

○議員(13番 亀尾 共三君) 改めて聞くんですけど、私は公のお金を出す場合、町民個人であろうと団体に出す場合は、やっぱりきちんと規定に基づいてやるのが正しいやり方だと思うんですよ。お手盛りって言ったら語弊があるかもしれないけど、やっぱり条例に基づいて公の金の運用をしていく、執行していくのがこれが筋じゃないかと思うんですけども、そこら辺では委員会の中では、報告があった中では議論はなかったのでしょうか。改めてお聞きします。

○議長(石上 良夫君) 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長(井田 章雄君) 総務常任委員長。そのような意見ですか、ございませんでした。一人もありませんでした。

○議長(石上 良夫君) ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長(石上 良夫君) 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか、討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員(4番 植田 均君) 先ほどの委員長報告ですけれども、ちょっと内容が正確でありませ

ん。私は、この旧条例の中で、その他の職務に従事する場合、1回につき3,800円という規定があります。それで、実際には春と秋のパトロールで5,000円、分団に対して支払っているという実態で、それについて質疑したところが、そういう規定がないので申しわけなかったという陳謝をされたんですよ。そのことをきちんと委員長は報告されなければならないと思いますし、それは今回の議案とは直接関係ありませんけれども、私がこの議案に対して反対をする理由は、その他職務に従事する場合というこの項目で、それ以外に水火災、その他災害の場合の金額と警戒の場合と訓練の場合と、それぞれ3,800円が支給されるような条例の中身になってます。それで、その他というのですべてが網羅されるわけです。それを具体的には3,800円から1回当たり2,000円に、これを規則で定めようとするのが今回の条例を変えようとする理由ですけれども、春と秋のパトロールが現行5,000円が2,000円になって、それから1カ月3回の点検がゼロだったものが2,000円になる。それがはっきりそういうふうに変えるのだったら、そのようにきちんとここに書き込めばいいだけの話なんですよ。そうしなければ、条例に基づいてきちんと職務を執行するということにならないし、規則でわざわざここだけを規則にしなければならない理由は全然ないので、議会がそのことを承認して、そのように正確に規定して、法に基づいて仕事をしていただくということが自治体の公務員の仕事の仕方として正しいということから、この条例の改定には反対をいたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、板井隆君。マイクを向けてください。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。私は、この議案第51号、南部町消防条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

先ほど反対の中であつたんですけれども、委員会の中ではだれに対してではなくて、団に対して5,000円を払っていた、規則のないものを払っていたことに対する陳謝はありましたけれど、この職務に従事することに対して、3,800円を払っていなかったことに対する陳謝というものは全くなかったというふうに考えております。そして、この消防団の皆様方には、日ごろから町民の生命、財産を守るために職務に従事していただいていることに対して心から感謝を申し上げます。

総務委員会での開催によって何が変わるのかということの説明を受けました。現在、町民に対する火災予防の啓発について、春、秋、全国火災予防週間に全町にパレードをする。さらに、毎月3回の消防車の点検、消火栓の点検を含めて各分団の区域内をパトロールし、町民の安心と安全を守っていただいております。この費用弁償について、パレード参加には各分団に5,000

円の費用弁償が支払われておりました。しかし、毎月3回のパトロールについては無償、つまりボランティアでの点検、パトロールであったようです。このたびの改正によって、今後、パレードや点検、パトロール、1回につき各分団に2,000円の費用弁償を支払いたいということでございました。団員の皆様方には、それぞれ自分の仕事や家庭での仕事を持ちながらの消防活動に従事をしていただいております。正直言って、この各分団に2,000円の金額は安いかなと思います。そのためにもこのたびの条例の中では町長が別に定めるとなっておりますので、今後さらなる改善をお願いし、この南部町消防団条例の一部改正に賛成をいたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はありませんか。

反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今回、南部町消防団条例の改正についてでございますけれども、先ほど来話に出ておりますのは、その他の職務に従事する場合、1回につき町長が別に定める額というのは2,000円が基準にどうも話がされてるようでございます。2,000円というのはどういうぐあいの決め方されてるか。（「討論」と呼ぶ者あり）条例に決めてありませんので、きちんと決めて金額をするべきだと思います。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はありませんか。

委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥 日出夫君） ここに、先ほどから問題になっておりますが、その他の職務に従事する場合ということになっております。これについては、その他の職務ですので、だから今言ってます点検、パトロールではなくて、ほかのことも生じるという可能性もあるわけでありまして、ここを完全な2,000円と縛る、または完全にそこをパトロールと点検というところに決めてないということからしまして、いわゆる臨機応変な対応ができるということからすればいいことではないかというふうに思います。そういうことで賛成いたします。

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第51号、南部町消防団条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成者の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 8 議案第 5 2 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 8、議案第 5 2 号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本件について総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議案第 5 2 号、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告いたします。

本議案の内容は、平成 20 年 7 月 3 日、平成 20 年 9 月 24 日に提出した特別障がい者手当の認定請求書を健康福祉課職員が手続のミスをしたため、受けるべき特別障がい者年金を受給できなかったことに対しての和解及び損害賠償の額を定めるものであります。

質疑の主なものでございますが、何でこのようなミスが起きたかというような質問がありました。これに対する質疑応答がなされたわけですが、総務委員会としては、今後このような事務手続のミスがないよう各課への指導を徹底していただきたいという忠告をさせていただきました。

反対意見の主なものは、健康福祉課の進達事務の怠慢で起こった 2 点の問題がある。1 つは書類の不備をほうっておいた。2 番目に事務のおくれ。また、実額しか和解金を見ていない、利息分を追加すべきではないか。

賛成意見の主なものは、過誤納とは本質的に違う。和解とは相手との話し合いで決めるものであり、反対しておくらせることはさらに相手に迷惑をかけることになるという内容でございます。

討論、表決の結果、当委員会においては、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 3 番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 何点かをお聞きしますので、委員長、よろしく申し上げます。

まず、支給がおくれた、空白になったということについては、該当される方には当然、やはり町が責任を持って補てんすると、こういうことについては全くそのとおりだと思うんです。ただ、この和解の要旨という文章を見ますと、そのまま見ますと、ここに書いてありますね、平成 20 年 7 月 3 日提出、そしてもうお一方のは、20 年の 9 月 24 日提出した障がい者の手当の認定請求について、健康福祉課が同日に受領したものの、その後、事務処理を行わず県に通達をしなかった、そのために空白が生まれた。一人の方は 9 カ月間、一人の方は 7 カ月間の空白ですね。そ

れで、これを見て、だから結局、町がこの人に県にかわって支給をするんだという内容なんですよ。

私はこれを見ますと、一つは……。もう1点ありましたね、ことしの2月に、20年1月と5月、そして受け付けて、そして進達をしなかった。しかし、これは県の方から支給をされてということなんですよ。私は、どこでどうして使うのかということ、一般質問でも言ったんですけど、なかなか説明を受けても理解できないんですよ。というのは、ここで関係者、それから町の説明によりますと、答弁によりますと、これは町が該当の方から書類を受けたときに、それでそこからそのことが発生して、県が進達してれば、明くる月から支給の対象になって支給が出るということだったと思うんですよ。そうしますと、ここにあるんですけども、つまりこの南部町が該当の方から受け取った時点で、これは発生するということになると思うんですよ。私は、ここに受領というぐあいを書いてあるんですけども、町のいろいろな事務取扱の規則で見ますと、受け付けがどういうことであって、しかも文書の不備については、そのときにここは不備ですよと、記載が間違ってますよということを書いて、それで本人さんが訂正する。あるいは文字が書けなかった場合は、職員が本人の了解を得て代筆というんですか、かわって書いてあげて、それで受け付けるというぐあいになってるんですよ。ここで受領ということは一言もないんですよ。これ受領という意味はどうなのかというのは、委員会の中で出たんでしょうかということがまず1点。

それから……。

○議長（石上 良夫君） 亀尾議員、ちょっと長いですので簡明にしてください。

○議員（13番 亀尾 共三君） いや、よく言ってないと、なかなかわからんよって言われりゃいけませんので、ということです。

それから、もう一つは、県がこれはそれぞれ、この南部町が受け付けたのを、受け付け簿というのを点検に来るんですか。

その2点は確認されたんでしょうかということをお聞きします。よろしく。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。受領についての委員会での話はありませんでした。まずは、ちょっと説明をさせていただきますが、その前に2点ほど話しておきます。

まず、1点目は、申請書及び添付書類がすべて整った時点が、ここが大事なところでございまして、町の受け付け日となるということでありまして。

もう1点は、申請書及び添付書類が一部でも未提出の書類がある場合は預かりというあれになります、受け付けになります。受け付けといいますか預かりでございまして。

そして、今回4件の手続ミスがあったわけですが、初めの2件、これは県から認められて支給が決定されたものですが、これについては受け付け処理がしてあったということですが、内容は、特別障がい手当請求書の進達に係る遅延理由書を県に提出し、協議を行ったところ、受け付け簿で本人の請求が確かにあったことを県が確認したため、申請受け付け日の翌月から支給が決定されたということですが、

それで、あとの2件ですが、これは今回の議会に上程された和解及び損害賠償の額を定める、議案第52号の件であります、これは受け付け処理を行っていない、未提出の書類があったため預かりでございます。申請書は必要書類が不足していたため預かりとして保管しており、必要条件が整わなかったため、県へは協議を行っていない。逆に言えば、必要書類がすべて整って受け付け処理してあれば、県へ協議を行えたということですが、

それで、今回の問題は、県に協議をしなかったことが問題ではなく、担当部局の職員の怠慢と住民へ不信感を与えたことが問題であるわけですが、

したがって、当総務常任委員会としては、先ほども言いましたけども、今後このようなミスがないよう厳重に忠告したところでございます。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） もう一度お聞きします。

1つは、ここに、つまりこの事務の一番しょっぱなの自治体ですから南部町ですね、ここが受け取ったら県はそれを認めて出すということ、そういうことだと関係者から聞いております。そうしますと、ここでいろんなほかの例えば南部町の児童手当の事務取扱規則とかそういうものがあるわけですが、その中で必ず書いてあるのは、関係書類はきちんと書きかえられたもの、補正された、つまり管理したものを受理するとなってるんですよ。それで、書類がそろってなかったのを預かりとするなんて項目、一つもありませんよ、こんなばかなことないでしょう。

それと、もう1点、これはきのうの全協のところでは、1月と5月の分は用紙がなかったと、ただ受け付け簿にあったんでそれで再生というんですか、もう一度複製かどうか知りませんが、もう一度複製かどうかわかりませんが、変えてやったと。しかし、この7月と9月の分は用紙はあった。ただ、ふぞろいの面があったと、4月に発見のときには、ただ日付がメモ書きがしてあったということなんです。これ十分な証拠じゃないですか。なぜ、ここで受け取ったんだから、県へ進達すれば出るんじゃないか。そのことを再度お聞きしますが、その点についてどうだったんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。ただいま説明したとおりでございます。以

上であります。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 赤井でございます。総務常任委員長さんに1点だけ、総務常任委員会でどういう形で協議されたかということをお尋ねしたいと思いますが、といたしますのは、この和解金の支払いについては、私はいささかのそれをとやかく言うものではありません。ただ、和解金に本来、町の事務の関係等で当然支給されるべきこの特別障がい手当金というものがおくられて支払いされていくわけでございます。そうしますと、当事者から見ると大変日常生活の面、あるいは精神的にもいろんなダメージがあったんじゃないかと、私はその辺を危惧するところでございます。そうすると、本来はただ、この和解金トータル両者に対するものが42万4,000円になるわけですが、この42万4,000円プラスの幾らかの誠意といいますか、そういうものでも本来は加算されて支払いをされなきゃならないと思いますが、その辺についてはどういふぐあいに協議なされたのでしょうか。

それから、もう1点は、先般の一般質問から、あるいは他の議員さん等からの質問等の中で問題も出ておりましたが、本来、これは国家賠償に適用する事案だないかということで、私も質問したところでございますが、当局さんの御説明によりますと、民法を適用するような形で、それと同時にこの懈怠に伴ってこういう損害の発生した事案なので、当事者さんが弁済をしたいということの申し出があったというように聞きましたが、この弁済につきましてでも、ただ弁済する口頭の約束事とかじゃなくて、ちゃんとした当局さんと本人、弁済される方との間に何といたしますか、約定書といいますか契約書といいますか、そういうものでも交わされて、ちゃんと支払いができるような形の話がなされたかどうかということについては、委員会の方ではお話はなさってないでしょうか。よろしく願います。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。ただいまの質問でございますが、総務常任委員会の中では、今回上程されております賠償額だけでいいのかということでございますが、これは上程された議案でございますが、和解及び損害賠償額を定めることについてでございます。和解というのは……（発言する者あり）出ておりません。ただ、出たのはそういう和解金だけでいいのかと。ただ、先ほど言いましたように、前の固定資産税の過誤納の問題を来たして、それはありました。だけど、これは話が違うんだということで話がありました。ですから、これは和解といたしますと、両者が話し合って決めているものですから、そういうことだないかというよう

に思っています。

それから、国家賠償法だとか何とか言われましたけども、これはちょっと意味が違うんじゃないかなというように思っております。

それと、今の、私が理解しておるのは、その不手際があった担当職員から迷惑かけたということで、申し入れがあったということは理解しております。現在、そういうことだろうと思っております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 先ほどの説明で4件のうち2件については書類がすべてそろった場合、町の方では受け付けをして県に確認をしていただいて、支払いが可能になったということでしたけども、あとの2件につきましては、それについてのまず県の確認方法ですね。

それと、もう1点お聞きしたいのは、7月3日と9月24日についてはメモ書きであったんで、一応7月3日と9月24日ということでありました。こういう書き方をしてであると、町は7月3日と9月24日に受領したか受け付けのことは別にいたしまして、町は7月3日と9月24日ということ認めて支払い和解というか、今提案をされているということでございますけども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。先ほど説明したとおりであります。この問題は町の不始末を県に負わせるということは、私はちょっと筋が違うんじゃないかなというふうに理解しております。また、県の支給根拠がないものを相談されても、やはり議会に認めようがないということではなかろうと思います。ただ、それを認めようとして仮に偽造っちゅうですか、不足した書類が出ますと、その処理について町で申請してとめますよね。その期日をそれじゃ仮に間違えて操作した場合、これは非常に大きな問題になるわけでございます。そういうことはやってはならない、まずそういうことはありません。先ほども説明しましたように、ですから、このことについては、今回の問題は県に協議しなった問題ではなく、担当課の職員の怠慢と大変住民に御迷惑かけたんだということが筋でありまして、この4件の件については、私は先ほど説明したとおりでございます。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ちょっと今の私の質問……。

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午前 9 時 5 6 分休憩

---

午前 9 時 5 7 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。県に確認すると言われますけども、町でやるには、要するに書類が完全にそろった時点で県に受け付けをするわけですから、それが 県にあればいいわけですから、そろえるものは相談されたと思いますけども……（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前 9 時 5 7 分休憩

---

午前 9 時 5 9 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。県が今の支給を決定した初めの 2 件でございいますが、これは受け付け簿の期日が確認できたということでございます。そして、後に今現在ここで上程されている議案でございいますが、この件についての 2 点は預かりという状況であったわけですから、先ほど私のちょっと説明がまずかったかわかりませんが、説明しましたとおり預かりという状況であったのでだめだということでございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

3 番、雑賀敏之君。手をはっきり挙げてください。

○議員（3 番 雑賀 敏之君） 私、何回も言ってますけど、そういう受け付けを確認した、県はどういう形でそれを確認したかということを知りたいんであって、受け付けがしてあって、受け付け簿があったからどうかと、県はどういう形でそれを確認したかということを知りたいんであります。

それから、7 月 3 日と 9 月 2 4 日の問題につきましても、結果的には県の確認方法も問題になると思いますし、それと、これについては先ほど偽造とかそういうことを言われましたけど、私、別にそれを偽造せよなんてことは一言も言っておりません。それはよろしく願いいたします。町は 7 月 3 日と 9 月 2 4 日に和解の相手方が出されたというぐあいここに記載がしてありますからそれを言ったままであって、それを例えば書類がそろってないものを偽造せよとか、そうい

うことは一個も言っておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

再度、県の確認方法と、それから7月3日と9月24日は、町としてはそのときに出していただいたんだという、認めておられると思ひます。それについては話はなかつたんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。再度言ひますけども、結局、預かりの状態でありまふから、書類がそろえてれば県に協議ができたわけでございませうが、預かりの状態であるから協議を行へないということで私は理解いたしておられます。ですから、先ほど私が説明しましたように、こういう流れの中でやつたということでございませう。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 以上で質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか、討論はありませうか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今回の和解の案件ですけれども、この件は問題発生後の町の処理の仕方が妥当かどうか、これが大きな問題になるのではないかとお思ひますが、2月に発覚した件には、この和解の文章を読みますと、受け付け処理簿に記載があつたかどうかの違いによって、県に進達するかどうかを町が判断しているんですね。そういうことですね。それが妥当かどうかということになるとお思ひますけれども、町は、この和解文書をよく読んでみますと、町の責任が発生する時点を申請のあつた時点として今回の和解に表現してまふですね。預かつた時点で町が預かつたんだから、そこから町が賠償する責任が発生するという和解の内容になってまふですね。このことは、事実上受け付けたんだと町が認めておられることではないでしょうか。そういうことですね。そうであるならば、県にそのことを言ひて、これで申請書を町としては受け付けたんだということで県と協議をする必要があつたらうということが言えるんですね。2月の案件と今回の案件との同一性がそこにあるわけですね。

それで、添付書類の件ですけれども、2月の件も全部の書類がそろつてなかつたわけですね。それをその後で集めて県に提出しているんですね。だから、公文書偽造とかそういう話には全然ならないんですね。ですから、県に町が受け付けたと認めた、その今回の和解の日付で進達するのが町の行政としてやるべきやり方だつたと。それを確認もせず勝手に処理してしまつた。このことが大きな問題になると思ひます。

そして、一方、申請者に対しては初めての申請です。この方々に迷惑をかけてはなりません。このことは町の処理の問題とは別に考える必要があつたと思ひます。そのことに対しては固定資産

税過誤納の過誤徴収の例に従って、適正なおくれた分の利息をつけてお支払いするのが町としての責任ではないでしょうか。そのように考えますので、この案件については反対をいたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1 番、板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） 1 番、板井隆です。植田議員の反対の討論なんですけれども、先ほどの質疑の方からもずっと同じような繰り返しの中での反対の討論だったというふうに思いますけれども、やはり初めの 2 件と後の 2 件については、全然立場が違うんだということを思っております。

最初の 2 件については書類がすべてそろっていたということです。そして、受け付け簿が書いてあって、それで確認ができた。これは、すべての書類がそろわないと受け付け簿に記載をしないということをはっきりと執行部も言っておられますので、そういうふうになっていたから、県の方もそれを認めてさかのぼって支払いができたと。

そして、後の 2 件については、まだ受け付けをする書類がすべてそろってないまま預かっておられたということです。この預かることに対しては、やはり申請に来られた方にまた持ち帰っていただいて、またそろえてから来ていただくことが非常に申しわけないということもあり、不備な点の書類について、これとこれを準備をしてきてくださいと、後のものについては預かっておきますという住民の方へのサービスという気持ちで多分職員さんはされたのではないかなというふうに思っております。それが最終的にはこのような結果になってはしまったんですけれども、このようなことが二度とないということからすると、公務員としての質ということになると思います。やはり公務員は公僕というものだと思っております。町職員はサービス業であることをよく認識して、町民の生活の窓口として事由に沿った改善を、今後こういったことが起こらないようにしていただきたいということをお願いして、私はこの和解及び損害賠償を求める件については賛成の立場でただいまから討論させていただきます。

この過失については 100%町にあるわけなんですけれども、執行部、また担当課の誠意ある支払いの謝罪を対応されたこと、さらに被害に遭われましたお二人には寛大な御理解で和解に至ったことに感謝を申し上げなければならないと思います。和解の相手のお二人の心境を察する限り、賠償金の早急な予算措置を行い、賠償金をお支払いすることが必要であると思っておりますので、この和解及び損害賠償の額を定めることについて賛成をいたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 3 番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 先ほど質疑に中でも触れたんですけども、私はこの和解の要旨、何行かにわたってますね。これではもちろん、先ほど植田議員も言ったんですけども、これでは認められないと言ったんですけども、被害に遭われた方、二人方については賠償というか、支給するのは当然であることがそれが前提です。しかし、この議案に上がっている和解の要旨を見ますと、これでは、例えて言いますと、受領した、しかし、進達してなかったから支給ができなかったので町は賠償します、こういうことで果たしてこれで通るんでしょうか、議案の中で。私はこういうことでなくて、第一、預かりということは全く規則に載ってない、そういう状況の中で町がやったんだということ、このこともきっちりやって、町の責任というものをきちんとあらわしてやるということ、このことではないでしょうか。

それと、もう1点、何回も言うんですけども、1月と5月の分は原本がないわけですね。ただ、受け付けたということが受け付け簿に載ってるだけ。これを県に出して、県が通ったというんでしょ。ところが、7月と9月の分については原本はある。不足している添付書類があったにしても、きちんとメモであっても記録があったということ。これは県に出せば十分にそのことで支給、だって、一番の当該の自治体が受け付ければ県はそれを出すということになってるんだから。それをやらずいきなり和解の要旨でこれだけの文書で議案に載せること、これでは私は道理が通らない、そのことをもって反対するものです。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥 日出夫君） 今、こうだから反対だとかいうようなことをるおっしゃりましたが、議会でやってることは非常に住民の方には迷惑をかけたということについて皆さんも同じ気持ちでしょうが、住民不在で出すか出さんかの議案書を討論してるわけです。出すべきです。ということは、通さないけんということなんです。何ですか、いろいろ言われますけど、出すなということと一緒にことですよ。2つだけなんですよ、これは。ですから、当然賛成すべきだということです。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はありませんか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 先ほどの反対討論の中で、この議案に対して住民に対して出すなということは一言も言っておりません。当然出すべきだということです。ただ、出し方について問題があるんで反対をしてるということであって、出させまいということは一言も言っておりま

せん。その点は確認しておきたいと思います。当然町が認めている、7月3日と9月24日にここに出していることは町が認めたということであるので、これを県に進達して出すべきだということ。ですから、原案に対しては反対いたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 別の観点から賛成討論させていただきます。

今、ほとんどの議員さんがこの件に関しては賛成のようでございます。いろいろ理由言われて反対されますけど、それが通ればこの和解がポシャるという意味に通じます。また、もう1点私の考えることには、民間であれば会社が真っ先にこれは弁償せないけん問題だと思います。そうしちよいた後で、当事者と会社とがいろいろ話し合っでされる問題だないかと思っております。

今回の件は本当に悲しいことでございますが、これはまた、もう1点は、本人がこれを弁償したいと言っておられたそうでございます。これを弁償されれば、恐らくこの議案はここには載ってこんと思っております。これをあえて執行部が載せたということが今問題、南部町は過去には情報公開が本当に少ないという新聞報道もありましたが、これはすべて洗いざらい執行部が情報公開みたいに全部洗い出したと、そのように理解もしています。もし、これ出さんだって当事者同士で事が終われば、後でこのことがわかったら、もっと厳しい責めが執行部に来ると思います。これをあえて洗いざらい今回執行部が出すと、早いことこのような状態でありましたと、説明は今いろんな質疑を聞きまして、いろいろ皆さんもおわかりになったと思います。共産党議員団が反対し、もともとははよせと言っておられるということは賛成なんですね。あとは、意見としていろいろ言われるのは結構でございますが、これはやっぱり議会としては早いこと和解を通して、この二方に謝罪をし、この和解金を早いことせないけんと思っております。それが、終わった後に、今、共産党議員団がいろいろ言われたことは意見として執行部としてはいろいろ聞かれれば結構じゃないかと思っております。

今回の件、本当に悲しいことでございますが、民間の考えといたしましては早いこと親会社がこれは償うもんだということで、これは賛成いたします。

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第52号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開は10時30分といたします。

午前10時15分休憩

---

午前10時30分再開

○議長（石上 良夫君） 再開いたします。

---

日程第9 議案第53号

○議長（石上 良夫君） 日程第9、議案第53号、平成21年度南部町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については総務常任委員会を主体とする連合審査でありますので、総務常任委員長から報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議案第53号、平成21年度南部町一般会計補正予算（第1号）について報告いたします。

本議案の内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,318万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億4,618万8,000円とするものであります。

質疑の主なものでございますが、これは連合審査でありますので、総務常任委員会に所管するものを審査する総務課、企画課、税務課、教育委員会により説明を受け、これに対して全般的に各委員より質疑がされるものであります。

特に、5周年記念事業に対するもの、西伯小学校管理棟大規模改修に対するもの、会見小プール改築工事に対するもの、西伯小・会見小太陽光発電装置設置工事に対するもの、電子黒板整備に対するもの、西伯小学校、法勝寺中学校のパソコン整備に対するものが多く時間を費やして質疑応答がなされました。

反対意見としては、臨時交付金を住民の生活に使うことが大切であり、学校施設に使うことは異論はないが、もっと身近な地域経済に使うのがよい。和解賠償金は利息を含めて支給すべきである。

賛成意見の主なものでございますが、今やるべきことは学校の整備である。学校整備は決まっていたことである。和解は既に行われていて、支給をおくらせることはいけない。今回の予算は教育施設に重点を置かれている。天萬庁舎も検討され、よい施設になることをお願いして賛成し

ます。

討論、表決の結果、当委員会において、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長、杉谷です。この議案53号、平成21年度南部町一般会計補正予算の民生所管について御報告いたします。

本議案の内容は、認知症対策連携強化事業、肺炎球菌予防接種助成、いこい荘の浴槽の温水機の修理、保育園の屋根、フェンスの修繕、交流会館シロアリ駆除、ノートパソコン修理、消費者行政事業、保育所の広域入所委託料などでございました。

質疑応答、このような中でありましたものは、認知症対策連携強化事業について、これは嘱託医は西伯病院の精神科の医師、担当職員はどうされるかということにつきましては、これは指定された研修を受けた人を健康福祉課の包括支援センターの中に配置して、この方は一定の必要とされる研修を受けておられる専門の方ですので、伯耆の国よりも受け入れました。7月より開始して、これは100%国、県のモデル事業でございます。3年間行われます。

そして、肺炎球菌予防接種助成につきましては、これは国の制度上、一生に1回の接種であること、高齢者の肺炎は命にかかわることから75歳以上の高齢者の方への接種であって、町負担が3,000円、本人負担は2,000円というようなことを予定しているという話でした。

消費者行政事業について、多重債務、架空請求など相談は、今までは県で受けていたものが今年度より市町村で対応することになったことから始まったものでございます。「ストップ・ザ・悪徳商法」、このようなパンフレットを用意いたしまして、総集編が100枚、若者編が200枚、高齢者用が500枚を窓口に置きまして、相談に応じるということでございます。この事業につきましては、鳥取での研修、それから講師を招いての研修がありますが、なかなか重い事案につきましても相談は限界がありますので、これは県にしたいというようなことでもございました。

反対意見、賛成意見というきちんとしたものはございません。委員会の中の意見といたしまして、消費者行政事業に対しては、これは担当課だけではなく、税務課、徴収員など、関係のある課も十分に研修されたいとのこと。このことにより、税、料の滞納の背景にある状況も透けて見えて、住民の苦しみというものも把握できるのではないか。このことにより、町政に反映できて住みやすい町になっていくのではないのかということにより、この研修には力を入れてもらいたいというような意見でもございました。

それと、もう一つ、新しくつくられるパンフを利用して、住民が被害に遭わないようにしっか

りとPRをされたいというような意見がございました。

表決の結果、当委員会においては、全員一致で原案を可決すべきものと決しました。以上です。

○議長（石上 良夫君） 経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。議案第53号の経済常任委員会の所管の問題でございますが、本議案はプラザ西伯の冷暖房機の老朽化で使用ができなくなり、設備の改修改善と……。失礼いたしました。申しおくれましたが、経済常任委員会の所管の課は、産業課、上下水道課、建設課等が中心でございます。その中で、経済常任委員会で審議いたしました補正予算の関係でございますが、先ほど申し上げましたようにプラザ西伯の冷暖房機の老朽化に伴う改修、それから竹林の整備事業、鳥獣被害防止対策、それから町道の天萬寺内線の改修、それから入蔵線等の改良工事に伴う補正予算の関係でございます。

それにつきまして、当委員会では表決の結果、全員一致で原案を可決すべきものと決定いたしましたから報告いたします。

○議長（石上 良夫君） 連合審査によります各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、質疑を始めます。報告に対し、質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は民生に所轄しておりますので、民生をのけた総務委員会と経済委員会の項目について何点かお聞きしますので、総務委員長、経済常任委員長、よろしく願います。

まず、総務の関係なんですけども、歳出の方で12ページ、お聞きくださいませでしょうか。12ページの合併事業費の中の備品購入費、総合窓口対応用備品129万6,000円上がっております。最初の説明では庁舎間、いわゆる法勝寺と天萬庁舎をテレビ電話でつなぐということだったんですよ。合併してから既に4年から半年以上ですか、経過するんですけど、現在、教育委員会、それから産業課、それから町民生活課、農業委員会、それから地籍調査ありますね。そういう中で、それ以外はこっちの法勝寺庁舎にあるんですが、その中で、現在どのような不合理といいますか、不便な面があってということが実例のもとに恐らく設置されるんだと思うんですよ。現在、どのようなことでなかなかなくて、これに対応したいということが起こってるんでしょうかということが1点。

それから、14ページの選挙費の中、委託料で国民投票対応システム構築の委託料で235万2,000円上がっておりますね。これも説明の段階では憲法改正に基づき行うものとなっておりますが、憲法審査会が国会で設置されたんですけども、これだけの対応のためになってるんで

しょうかということで、非常に疑問に思うんですよ。憲法改正がそういうことに動きがばっとなった段階でやられるのならともかく、今の段階でやられるということが私はどうもよくわからないのですが、ほかにも利用方法があるから、この際、もちろん全額町費でやるわけでない、国の……（発言する者あり）国のお金でやるわけですからなんですけど、そこら辺の背景というものをもうちょっとお聞きしたいんですが、よろしくをお願いします。

次に、経済の方へお聞きします。経済委員長、よろしくをお願いします。18ページの農業施設費、旧家保存施設修繕費で43万6,000円上がっております。内容は相当屋根、草屋根が傷んでるんで、穴があいてるような状況ですが、そこでそれに対応するシートをかけるということで上がっていますが、将来展望、そのようなことがどのような行政は今のところ展望を持っておられるのだろうかということがどうだったでしょうかということをお聞きします。

それから、同じページの農業振興費で、燃油・肥料の高騰対応として12万4,000円上がっておりますね。これは例の燃油料費が上がったことで、それから肥料はそのまま上がってるんですけど、それに対する補助金なんですけども、これが内容、いわゆる積算、どのような申し入れがあったのか、件数、面積をよろしくお願ひいたします。

それから、最後にもう1点なんですけど、20ページの道路橋梁費、一番下段なんですけども、道路新設改良費で入蔵線改良費36万7,000円、それから天萬寺内改良事業182万8,000円上がっておりますね。これの道路のメーターといいますか面積か、メーターですね、これがいかにほどでしょうかということをお聞きしますので、よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） まず、12ページと14ページの御説明をさせていただきます。

まず、総合窓口対応用備品の件で129万6,000円計上されておりますが、これは先ほど議員が言われましたように、天萬庁舎と法勝寺庁舎間の町民と職員との利便性を図るために、両庁舎にテレビ電話を設置するというものでございます。現在は、会見庁舎の方には産業課、教育委員会、農業委員会、地籍調査室がございまして、それ以外の課につきましては、こちらの法勝寺庁舎にあるわけでございます。例で例えますと、会見側の町民の方が建設課にちょっと用事があるんだという場合は、こちらの方の法勝寺庁舎に出かけないかんということがあります。また、こちらの法勝寺の町民課の方が教育委員会にちょっと大事な用事があるんだということになりますと、会見庁舎の方に出かけなならんということがございます。その利便性を図るために今回上程されたものは、テレビ電話を設置して画面を通しながら会話ができると。ですから、極端に

言いますと、会見側の町民の皆さんが建設課のだれだれさんとちょっと話がしたいんだと、聞きたいことがあるんだという場合は、そのテレビ電話を利用して相手の画面を見ながら会話できるという利便性が働くということでございます。大体そういうシステムであるということで理解しております。

それから、14ページでございますが、国民投票対応システム構築委託料235万2,000円でございますが、これは日本国憲法の改正手続に関する法律が平成22年5月18日に施行されるわけでございます。これに伴って国民投票に係る投票人名簿を調整するためのシステムですね。どういうぐあい私もそこまでわかりませんが、システムを構築しなければならないということでございまして、この委託料が235万2,000円ということでございます。以上であります。

それから、18ページ、20ページの件につきましては、議長を介して経済常任委員長より説明を求めます。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長です。先ほどの亀尾議員さんの方の質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、18ページの旧家保存施設の修繕料43万6,000円についてでございますが、これについては、正直申し上げまして、きのうまでこの所管かはわかっていないというような形だったもので大変恐縮……。〈発言する者あり〉ですから……。〈発言する者あり〉

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前10時48分休憩

---

午前10時48分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 済みません。今の同僚議員の方から私の舌足らずの分を進言いただいたわけでございますが、その中で今言われましたように、我々の方には全くそういう聞き取りはしておりませんが、ただ、今私、言いかけてみたんですが、それでは議会にならないということで急遽、私どもが担当だということで改めて企画課長の方に申し出て確認しましたところ、企画課長の方から御答弁いただいておりますので、それを代読します。

旧家保存施設の老朽化に伴い、一時的措置として屋根を養生します。ブルーシートでは耐久性

に欠けるので、今回、防災シートでの予算を計上しましたということで43万6,000円でございます。それで、町の意向といたしますか、将来展望といたしますか、それについては課長の方から、これからは早急に関係箇所、例えば教育委員会さん等ともまた詰めて町の方向を決めにかいけんと考えておるといようにおっしゃいまして、細かい具体的なことについて将来展望ってものは、まだ今現在の段階ではわかっておりません。

それから、同じく18ページの負担金、補助及び交付金のことでございますが、これについては燃油・肥料高騰対応緊急対策補助金として12万4,000円ということでございますが、これについては国の方が8割部分、それから県が1割、町が1割という形で、このたびの12万4,000円は町の持ち出し分も12万4,000円でございます。したがって、全体では124万円というものがこの燃油・肥料高騰対策の緊急対策の補助金のように聞いております。細かくこの12万4,000円の積算についてちょっと確認しておりません。どうも申しわけございません。

続きまして、20ページでございますが、間違えて答弁したらいけませんので、ちょっと確認したいと思いますので、1分休憩をお願いできますか。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前10時50分休憩

---

午前10時51分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 済みません、議長。お答えいたします。

大変に不手際でございますが、積算の部分として入蔵線改良工事については36万7,000円、それから天萬寺内線の改良工事が182万8,000円ということはわかるんですが、先ほどの御質問の何メートルの距離かということについては当委員会の方では確認しておりませんので、恐縮でございますが、よろしく願いいたします。以上でございます。（発言する者あり）  
後で確認して……。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前10時52分休憩

---

午前10時53分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 済みません。先ほど建設課長の方から御答弁いただいた分で、亀尾議員さん、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） ちょっと待ってよ。（発言する者あり）

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 145と124だったかいな。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前10時53分休憩

---

午前10時53分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 担当委員長から答弁いただきましたが、再度お聞きします。

まず、いわゆる総合窓口の対応で、それぞれの天萬庁舎、それから法勝寺庁舎、在住しておられます旧西伯、旧会見の方がそれぞれの違った、違いたいやおかしいですか、西伯在住者が天萬庁舎、それから、また逆の場合も、今、担当課の方へのだれだれさんにということでお聞きしたがって来た場合に、電話での対応と、それとテレビ電話の対応で一体どこがどう違うのかなという、そりゃあ顔を見ながら表情で判断することはあるんですが、私は、これだけのお金をかけてやることだろうかなというぐあいに思うんですよ。そこがどれだけこれで一般電話と、それからテレビ電話の、一般電話で解決しないんだけどテレビ電話でやったらこれで解決するんだという、そこら辺が私よくわかりませんので、もう一つ教えていただきたいんです、もう一度ね。

それから今度、選挙費なんですけども、憲法改正が22年の憲法調査会の結論が出るというようなことだったんですが、それにとということなんですけども、国民投票と国政選挙は全くやり方が違うんでしょうか。地方選挙と国政選挙は違うんですけども、しかし、憲法改正と国政選挙のやり方がどう違うのか、そのシステムだと言われるんですが、ようわからんのですよ。これもどういいうぐあいにされるのかということをもう一度説明をお願いしたいんです。

それから次に、旧家保存のことなんですけども、確かに老朽化しているということ、傷みがひどいということは私も十分認識します。ただ、将来展望についてなんですけども、今までこれに対する保存のために町がつぎ込んだというんですか、支出したお金は相当な金額になると思うんですよ。これを、今回はこれで対応されるんですけども、早急に将来展望を示さないといけないと思うんです。再利用する、移築するという場合は相当な金額かかると思うんですけども、もし、

これを処分するというには何がネックになっておるのかということをご参考のためにお聞きしたいんですが、よろしくお願ひします。

それから、燃油の対応については、総事業費が124万だということはわかりましたが、これに対する申し出の書類というのは非常に煩雑だということで聞いておったんですが、一体、参加というか申し出されたのは、農家というのは何件あったということか、これがお聞きしたいわけです。（発言する者あり）これは経済の方です。

それから、先ほど道路改良のこと、新設改良のことでお聞きしましたら、入蔵線の改良は145メートル、それから天萬寺内の改良が220メートルだということだったんですが、これで間違いないでしょうかということでお聞きしますので、よろしくお願ひします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。テレビ電話の件でございますが、これだけかけてどうなのかということでございますが、確かに利便性は私は図られるのではなからうかなというふうには思つて理解しているところでございます。この内容を見てもみますと、120万の予算が上がつておるわけでございますが、これは見積もりをとつておられまして、鳥取情報センターからの見積もりでございますけれども……。 （発言する者あり）わかりました。やはりテレビ電話でやりますと相手の、何というのですか、目的のある方とお話ができるということで、表情を見ながら普通のどういふのでしょうかね、お会いしてるときのような感じが出る、私もまだ初めてでございますが、実感わきませんが、そういうことがあるんじゃないかなと。それから電話でしますと、ただ声を聞いておつて、ちょっと声が高いな、ちょっとこれ元気がないということがわかりますけれども、表情はわかりませんわね。ですから、やはりその辺の心の何というのですか、こととか、いろんなまた利便性とか、そういう何というのですかね、あるんじゃないかなというふうにご理解しておるところでございます。

それと、今のこの国民投票対応システム構築委託料の件でございますが、私が理解しておるのは国民投票というのは、たしか18歳以上が投票する権利を持つておるということではなかつたかなというふうにご理解しております。間違つておれば訂正させていただきますが、普通は選挙ですと20歳以上となるわけですが、私が理解しておるのは、ただ18歳から20歳、どちらにも合うような柔軟性なシステムであるということをご聞いて理解しておるところでございます。以上でございます。

あとの質問については、議長を通して、経済常任委員長の方から説明、答弁を求めます。

○議長（石上 良夫君） 経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。先ほどの質問の件でございますが、まず旧家保存の関係で、今まで多額の金額をつぎ込んできたものを、これをこういう形でいいかげんな取り扱いをしてはいけないということで、今後の将来展望をどうしたらいいかというやな質問だったと思うんですが、これについて間違いなく多額のものを今まで投入してまいっております。今日までその活用方法も決まっておりません。この後、本施設をどのようにするかということにつきましては、今後とも検討を重ね、早急に結論を出したいと考えておることが担当課長の御答弁でございました。また、検討中にも雨漏りなどのため老朽化が進行しますので、それを食いとめるためにとりあえず屋根シートを張る予算でございます。

これが旧家保存の関係でございますが、それから、先ほどの道路の補修の関係につきましては、亀尾議員が言われましたとおりでございます。以上でございます。（発言する者あり）失礼しました。以上でございます。7件が該当農家でございます。

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午前11時00分休憩

---

午前11時06分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 総務常任委員長の方にお尋ねいたします。

委員会の方でどういう形で審議なさったかということを知りたいというのが実は、先ほどの52号議案に関連したことでございますが、52号議案を可決したことによって、早速、今度は予算をして、ここで一般会計の方の補正予算に上がってるわけでございます42万4,000円でございますが、この分が支出の方に総務費として、一般管理費として区分の22番、補償、補てん及び賠償金ということで42万4,000円上がってるわけでございますが、こうして歳入の方を見ますと、全く項目がないわけなんですよね。どこで手当てされて財源を出されるのか、ちょっとその辺はどういう形で話しなさってるのかお聞きしたいと思っておりますが、よろしくお聞かせいたします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。これは一般財源からだというふうに理解をいたしております。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 一般財源ということはわかったんですけど、収入の部分、要するに歳入の分が項目、費目がどこにも出てないわけでございますから、だから当然、財源をどこで措置しますよということがなかったら支出できないわけですよ。そういうことはどこで協議されて、どういように委員会でもとめておられるかとお尋ねしておるわけです。お願いします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。一般管理費の中で、補正前の額が4億8,021万1,000円になっておるわけですが、補正額としては減額の305万1,000円になっておるわけですね。計が4億7,716万ということになっておりまして、それで給料、職員、共済とか節でございますが、この中で調整をしながら42万というものだないかというように理解しておりますが、ですから、財源としては一般財源でやっておるというように理解をいたしております。

○議長（石上 良夫君） もう2回済みました。

ほかに質疑はありませんか。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 12番です。総務委員長にお伺いします。23ページの学校管理費の中の太陽光発電についてであります。これは初日にも聞きましたが、そのときの教育長の答弁でしたかね、エコの装置ですので子供たちに啓蒙というような御答弁だろうと思います。しかしながら、現在、環境に優しい事業を国挙げて推奨しておりますが、それにしても約6,000万の事業費が投入されるわけであります。例えば会見・西伯小学校、2つの学校が現在使っている光熱費トータルと、このエコを使った発電装置でどれくらいなものが賄えるのか。つまり、費用対効果の面もやっぱり考えていかなければならないと思います。行政だからその辺は全く無視してもいいというものではないというふうに思います。啓蒙と同時に、やっぱり熱効率についても御説明があって当然だと思いますが、委員会ではその点どういうふうな聞き取りをされておられますか。ぜひ伺っておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。総務常任委員会では、一応説明を受けておるのが、最近国でも騒がれておりますが、環境教育の一環ということで、とりあえず会見小学校の方では体育館が耐震改築されますので体育館を考慮しておるけども、西伯小学校の方ではまだ考えてないということでしたが、一言で言ってそういう効果というのは、委員会の中で

はしておりません。ただ、環境教育の一環としてこれを導入してやるんだということで理解しております。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） お話になってないということですので、ぜひ、これからの委員会でも検討していただきたいと思います。なぜこういうことを言いますかという、以前、西伯町時代にしあわせですか、ソーラーパネルか何かをつけたような記憶がしております。そのときにも啓蒙というお話がありましたが、あんまり機能していなかったのではないかというふうに考えております。きちんとした数字でやはり示していただきたいと思いますので、教育長うなずいておられますので、ぜひ資料が出てくると思いますので、どうかよろしく願いいたします。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 赤井議員、済みました、もう2回。（発言する者あり）受け付けられません。（発言する者あり）  
5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 1点、さきに質問が出ましたが、重ねてお伺いしたいことがありますので、よろしくお願いします。総合窓口対応用備品、テレビ電話の件でございます。それと、プラザ西伯の冷暖房設備工事、ボイラーというふうに伺っております。

この2つにほぼ共通してお尋ねをしたいわけなんですけれども、テレビ電話というと顔を見ながら町民の皆様と担当の窓口担当者がより理解を深めるように対応ができるということですが、そういった顔を見ながらお話ができる、対応ができるということは、テレビ電話というふうになってますけども、今、市販のパソコンでもカメラがついてるものというのは非常にたくさん出回って、家庭でも利用しておられるところが非常に多いということで、顔を見ながら対応するというを目的に、どういう手段があるのかということを検討された結果が2台で130万弱というテレビ電話に行き着いたのかどうなのか。

それと同じように、プラザ西伯の冷暖房というものをどうするかということで、1,300万のこの工事に行き着いたのかどうなのかということについて、代替案等々の検討がなされたかどうかという聞き取りはいかがなものだったのでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。まず1点、12ページのテレビ電話の点でございますが、これは前にもお話ししましたように、一応深く、深く言うちょっと語弊がありますが、どう、まだ経験は私もございませんので、どういうイメージかわきませんが、

ただ、さっき言いましたように、理解しておるところは要するに相手の顔を見ながら電話ができるという、単純にいいますとそういうイメージだと思いますけども、それ以上のことを委員会の中で詳しく詰めて質疑をやった経過はございません。

18ページの件、ボイラーの件、西伯プラザの件でございますが、議長を介して経済常任委員長より説明、答弁を求めます。

○議長（石上 良夫君） 経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。大変失礼しました。プラザ西伯の冷暖房のことでございますが、御承知のように予算は1,304万4,000円でございます。この分でございますが、これは昭和54年に設置したものでございまして老朽化しております。それによって日常的に調子が悪くなったりして、支障を来すことが今現状あるということでございまして、それに伴って改修されるわけでございますが、16室分のエアコン代が1,178万6,000円、端数がありますけど概算でそれでございます。それと、電気工事代が102万9,000円、ボイラーの撤去費用が22万7,850円、トータルで1,300万の設備改修工事でございます。以上でございます。（「休憩してください」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前11時17分休憩

---

午前11時18分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） プラザ西伯の方については、ボイラーを設置されるのかなというふうにちょっと間違った認識をしております、ボイラーの方は撤去されると。個別対応のエアコンを設置ということで、これは理解をいたしました。

テレビ電話の方については、目的を達成させるためにそれしかないのかなという気がしますが、聞き取りを行っていらっしゃらなかったということでございますので、また委員会の方でその点については御検討いただきたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

11番、足立喜義君。

○議員（11番 足立 喜義君） 11番、足立です。わずかなことですがちょっとお聞きしたいなと思って。12ページの地域自治振興費の中のコミュニティー助成事業補助金というのがあります。

ました。説明では、たしか大国まつりというやなとき、そのときに詳しく聞けばよかったですけど、この大国まつりだけなのか、51万が、それともほかにもあるのか、もしくはこれから夏から秋にかけていろんな振興区でこういった催しがありますけど、それにも補助金を出されるのかどうかということを知りたい。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。総務常任委員会の中で聞き取りしたのは、先ほど議員が言われましたように、大国まつりに使用するというのでございます。この財源ですが、地域社会振興財団というものがございまして、これの基金を使って、基金の指定は受けたと聞いております。以上であります。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 南部町の一般会計補正予算（第1号）に反対をいたします。

理由は、今回の補正予算で一番の問題は、国の2次補正で交付された地域活性化・経済対策臨時交付金約3億円を活用して、不況に苦しむ町内の方々に対策を行っていくことが必要でありまして、そのことがどう実現されたのかということが問われていると考えます。

政府の緊急経済対策は、アメリカ発の金融問題を発端にして世界同時不況が起こっておりますけれども、それに対する対応という面もありますが、より本質的には小泉構造改革によって作り出された格差と三位一体改革の地方交付税削減路線の破綻と、さらに総選挙を目前にした選挙目当てのばらまき政策であることは、多くの専門家が指摘するところであります。

しかし、そのような本質を持った経済対策とはいえ、私たち南部町住民にとっては、この間の改革なくして成長なし、だから痛みを耐える、こういう言葉を信じた人も信じなかった人も苦しんでいるのですから、この交付金を町内の経済対策として活用することが当然求められると考えます。しかし、今回の町長の提案は、年次計画で当然実施する予定でありました学校施設にこの交付金の多くを投入しています。学校施設を整備することは当然です。このための財源として町はこれまで合併特例債で基金を積みまして、それを活用して実施すると繰り返し説明してきたところであります。ですから、学校施設についてはそのように実施するのが当然だと考えます。そ

して、それとは別に、今回の交付金を住民の皆さんのために活用して、この不況下で私たちの周りには暮らしが苦しい、仕事が少なくなったなどの声があふれています。このような声にこたえなければなりません。

今、重要なことは、地域内の経済循環をさせる政策だと考えます。例えば鳥取県は県内産の木材を使った住宅新築やリフォームに助成をしています。琴浦町でも県下初の住宅リフォーム助成制度、これを実施すると聞いております。また、国民健康保険税の引き下げに一般財源を投入することも可能であります。知恵を集め、工夫して、町民の暮らしを応援する予算にしていくことが今、本当に大事な時期ではないでしょうか。そういう予算になっていないということを指摘するのが第1の反対理由であります。

そして、2つ目には、先ほども和解の議案で出てまいりました賠償金、これを利息も含めて賠償すべきだということを2つ目の理由にして、今回の補正予算に反対をいたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） この一般会計補正予算に賛成の立場で意見を述べたいというふうに思います。

先ほど植田議員は、学校の改築は今まで年次的に計画をしていた合併特例債を使ってやればよいというふうにおっしゃっていました。確かに、100年に一度の大不況、そのための特別な補助金が入ってきたわけではありますが、合併特例債を使ってやれば、たしか2月の臨時議会でも言ったと思いますが、7割の交付、3割は一般財源ということでもあります。4月にもお話をしましたが、4億円のうちの3割、1億2,000万は一般財源で持ち出しをしなければなりません。そこにたしか2億円の緊急対策費を講じれば、約6,000万円で済むわけであります。現在この町は、地方債の残高、20年度末で約91億円の残高を持っております。21年度は起債を約4億6,950万、償還を10億、21年度の末の地方債残高は80億円というふうに説明がされています。植田議員も事業されておりますので、どうして企業が成り立っていくか。一番単純に言えば売り上げを伸ばし、経費を減らし、借金を少なくすることです。行政もやはり同じことです。約1億2,000万使って事業を進めていくのがいいのか、6,000万でいいのか。そして、その節約したお金を住民のために使っていく。また、全く経済的な効果がないというふうにおっしゃいましたが、当然、学校改築をすればそれなりの仕事が出てくるわけがあります。残念ながら町内には、それを受注するような企業はないかもしれません。しかしながら、私たち商工業者は地元の企業を使ってくれと町に要望しております。当然、町もそのような

ことを考えておられるはずでありますから、そのときの条件としてそういうことが必ず出てくるわけであります。少し例を申し上げますと、私は上阿賀に住んでおりますが、上阿賀の公民館の改築、国の補助、町の補助を受けて10月に完成するスケジュールで今行っています。すべて設計、施工、造成、町内企業を指名いたしました。つまり、そういう努力をいろんなところでしているわけであります。私は今回の予算、全く住民のためになっていないというふうには考えていません。むしろ、学校教育を学校施設、ソフトもハードも重点的にやっていこうという町長の姿勢に何らぶれがないというふうには私は考えており、賛成するものであります。以上です。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 13番の亀尾です。私は、この議案の一般会計の補正に反対するものであります。

先ほど賛成討論の中でありました、いわゆる起債を減らす、借金を減らすことも大変重要なことであるということをおっしゃったんです。確かに借金をするよりも借金は減らす、このことも必要な条件です。しかし、考えてみますと、国が麻生内閣になって選挙目当てのばらまきだということをおっしゃってらっしゃるんですが、国大もと自身が借金したお金なんですよ。それをどういう理由であろうと、今の地域のこの不況の中から、いかに何とかして抜け出すための手立ての中に使ってほしいということで、役立てなさいということでお金なんですよ。それを私の方で今すべての、私というか、この南部町の中ですべての事業、あるいは施設が完備している中であれば、差し当たって使うことがなければ、それはいわゆる起債の埋め合わせに使ってもいいでしょう。しかし、そうではなくて、今の状況はいかにこの疲弊した社会が消費循環型の社会に変えて景気を上昇しようということの一つなんですよ。そういう中で、先ほど反対した植田議員が、そのようなお金を今まで計画しておった中のそれをやめて、このお金を起債の方への返還に回すようなこと、小学校の改築のことに、それをするという、このようなことに回すのではなくて、本当に今この町内の産業の救済や、あるいは日々の暮らし、そういうこと、公共料金のこと、あるいは税のこと、そのようなことに役立てていって消費の拡大を図る暮らしを優先、そのことを行政は積極的にやるため、これを使うことが必要ではないでしょうか。私は、そのことが今、町民が求めておりますし、そういうことをぜひ実現すべきだと思うんです。その中でも全くこれはむだだからやめろということは頭から言うことはないんですけども、先ほどありました今のテレビ電話のことも、このようなことにお金を百何十万使われることであるならば、本当に今困っておられる方の救済に使うべきではないでしょうか。これが行政がやるべき今の手腕を問われていることでは

ないでしょうか。そのことを主張して、私はこの議案に反対するものであります。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥 日出夫君） 8番、青砥です。先ほどからいろいろと学校の改修に大反対をしておられますが……（「反対してるわけじゃない、よく聞け」と呼ぶ者あり）実はいつも言っておられますが、それが非常に矛盾をしております……（発言する者あり）ちょっと不規則発言ですね、いいですが。早く改修をしろ、学校危ないという意見がいつも出ております。さて、また今回、学校、じゃあこういうお金が出たから、それを学校に回すといえば不況対策に使えと……。

○議長（石上 良夫君） ちょっと待ってください。（サイレン吹鳴）

再開してください。

○議員（8番 青砥 日出夫君） 済みません。先ほど教育委員会からの聞き取りでは、工事に当たっては工事を分離して、それぞれにできるなるべく町内の業者におりるような形での発注をするということは言われております。それも聞きました。そういう不況対策じゃないですか、大体、違いますか、それは。あなた方はどういう対策があって言ってるのですか、それは。おかしいじゃないですか。これも当然、雇用不安、いわゆる公共投資によって経済効果を生むということじゃないですか。それを無視するんですか。だめだって言いますか、それは。じゃあ、どういう対策があって言ってるんですか。ちゃんとそれまでも経済対策やっていますよ。前回もありました。皆さん買ったじゃないですか、券も。そういう協力もしないんですか、していますか、そういうことですよ。全く言ってることが矛盾しています。実に今までやってきたことを無視して、何もやってない、そういうところに使うべきではない、わけのわからん。（発言する者あり）そのお金を使うべきだないと言ってるじゃないですか。そういうことを言っていますね。子供たちの安心・安全はどこにあるんですか。しっかりできるじゃないですか、これで。当然、賛成すべきだと思いますよ。

それと、先ほどの和解の件です。利息をつけて出す、先ほども言いましたね。当事者不在で議会でそういう討論をして、安易にそれをおくらせてもいいんですか。それが相手方に対する誠意ですか。おかしいじゃないですか、それも。何を言ってるんですか。偽善者ですよ、それは。それをもって、私は賛成すべきだと思います。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はありませんか。

賛成者の発言を許します。（発言する者あり）結構です。

9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） 反対せんで、賛成討論。今回の補正予算で大きなのは国からの第 2 次補正で出ました 3 億 5, 7 0 0 万。この使い道で今、亀尾議員が言われましたように、償還とか借金返済にこのお金はたしかできないはずです。たしか、国がいろんなメニューを出してあった中で一番問題のうちの学校に関していうメニューがあったと思います。今回の補正の一番目玉は、やっぱり学校改築です。これに対して、地域経済にもっと使うべきという反対討論がありましたが、この 3 億円というお金が動くときには当然、地域の経済も動きます。

また、教育の学校には合併特例債使えばいいじゃないかと言われます。これは秦議員が明快にこれを切っておられます。そのとおりだと思います。今回の予算、これに反対するすべはないと思います。これによって 1 0 分の 1 0 の国の予算が参りますと、本年度中に学校、会見小学校ではプールができますし、西伯小学校では本部棟がきれいになります。そういう大事な予算でございます。これに反対すべきではないじゃないでしょうか。本町で 3 億 5, 0 0 0 万からのお金が動くということは、それなりの地域の活性化は、経済活性は動くと思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はありませんか。

1 1 番、足立喜義君。

○議員（11 番 足立 喜義君） 反対の強烈なやつがありましたので、一通り賛成ということで討論をいたしますが、今回の補正は、総務委員長が言いましたように 4 億 8, 3 0 0 万ほどですね。そのうち国から 3 億 5, 7 0 0 万ほど来たということで、今まで滞っておりました学校に大体 4 億ちょっと、ほとんど学校の修繕といいますか、改築とかに全額とも言っていいほどやっております。確かに、生活者保護でないって言われりゃ直接にはないかもしれませんが、そこでその工事で働く人は潤っていくということであります。小学校の管理棟の大規模改修、あるいは会見町プール設計監理改築工事、会見・西伯小学校太陽光発電装置、太陽光ちょっと問題が出ておりましたけど、各小・中学校の電子黒板整備、西伯小パソコン整備、法勝寺中学校もあわせてというようなことで、今まで懸案になっておりました学校改修が、すべてではありませんけど、これのおかげで当面よくなるということで、確かに町債は、そのうち 6, 0 0 0 万ほどであります、ほとんど来た金を学校に使うということで何ら問題はない。前にも亀尾議員は、先ほど随分怒っておられましたけど、今までほとんど学校のことを反対して確かにこられました。それは結果でありますので、うそをついておるわけではありません。ただ、今回の 4 億ほどの改修、非常に取

り組みとしては将来にもわたって資金がないと。合併特例債、先ほど秦議員も言うておりました。植田議員も特例債でやるんだ、やれ、そこまでせっかく来たものを借金してすることはないと思います。そういったことで、私は、非常に取り組みが多いということで賛成をいたします。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第53号、平成21年度南部町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。  
委員長報告に賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 賛成者多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第54号

○議長（石上 良夫君） 日程第10、議案第54号、平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。議案第54号、平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

本議案の内容は、人事異動に伴う人件費とすこやかに駐車場のスペース等を設けるものがございます。

質疑応答の主なものですが、この時期になぜこのような駐車場スペースを設けるかっていうようなことを課長の方からお話しになりまして、そのときでございますが、県の方が思いやり駐車場利用証というものを発行して、身障者の方が駐車しやすいように、そういうような利用証を発行するっていうものに伴って、すこやかに身障者対応の駐車場スペースを確保するというものがございます。

話し合いの中で、これについての反対意見、賛成意見、そういうような討論はしておりませんが、委員会の意見として、県が思いやり駐車場利用証を発行するときにあわせて身障者用の駐車場に健常者は駐車しないよう思いやりのPRを、このようなことに取り組んでもらってはどうかというような、このような意見が出ました。

表決の結果、当委員会におきましては、全員一致で原案を可決すべきものと決しました。以上です。

○議長（石上 良夫君） 委員長報告が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論もないと思いますので、討論を終結して、これより、議案第54号、平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第55号

○議長（石上 良夫君） 日程第11、議案第55号、平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。議案第55号、平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを報告いたします。

本議案は、職員の異動に伴うものが主でございまして、不足額補てん等を事業の性質上、収入で手当てができないために資本費平準化債で充てるものでございます。補正としては、金額が29万円でございます。

討論、表決の結果、当委員会において、全員一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長（石上 良夫君） 委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もないと思いますので、討論も終結いたします。

これより、議案第55号、平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第 1 2 議案第 5 6 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 1 2、議案第 5 6 号、平成 2 1 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本件について経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。議案第 5 6 号、平成 2 1 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算について報告いたします。

本議案は、一般管理費、異動等が中心でございます、2 0 万円の増額補正でございます。これも先ほどの農業集落排水同様で、資本費平準化債で充てることに。

討論、表決の結果、全員一致で原案を承認するものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（石上 良夫君） 委員長報告が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論も……（発言する者あり）

ちょっと休憩します。

午前 1 1 時 4 4 分休憩

---

午前 1 1 時 4 4 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 済みません、議長。経済常任委員長。先ほど討論、表決の結果、当委員会において、全員一致で原案を承認と申し上げましたが、原案を可決が正当でございますので訂正して報告いたします。失礼いたしました。

○議長（石上 良夫君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論もないと思いますので、討論を終結して、これより、議案第56号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第57号

○議長（石上 良夫君） 日程第13、議案第57号、平成21年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。議案第57号、平成21年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）について報告いたします。

本議案は、建設改良費、能竹、賀祥地区の水圧が低下しておって、日常的に使用に困難を来しているというようなことの中で、水圧の改善ということでございます。それで、ことしの10月に予定をしております予算としては、124万5,000円の補正でございます。

当委員会で討論、表決の結果、全員一致で原案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） 委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論もないと思いますので、これより、議案第57号、平成21年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

午前 11 時 47 分休憩

---

午後 1 時 00 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

---

日程第 14 陳情第 19 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 14、陳情第 19 号、地方自治体の地域生活支援事業への国の補助のあり方についての陳情を議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。陳情第 19 号、地方自治体の地域生活支援事業への国の補助のあり方についての陳情について御報告いたします。

これは継続審査となっております。この陳情の内容は、障がい者の地域生活支援事業に対する国の補助を、自治体の実績に対し 50% を国の義務的負担とすることを求めたものです。

このことを検討している中で、南部町では 58.34% あるということになっておりまして、やはりこれは総合的に考えまして妥当なことです。表決の結果、当委員会においては全員一致で採択し、意見書を上げるべきと決しました。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論もないと思いますので、討論も終結いたします。

これより、陳情第 19 号、地方自治体の地域生活支援事業への国の補助のあり方についての陳情を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。

本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

---

日程第 1 5 陳情第 2 0 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 1 5、陳情第 2 0 号、日中一時支援事業等の地域生活支援事業における応益負担の見直しを求める陳情を議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。陳情第 2 0 号、日中一時支援事業等の地域生活支援事業における応益負担の見直しを求める陳情について御報告いたします。

これも継続審査のものでございます。本陳情の内容は、障害者日中一時支援事業や移動支援において応益負担、これは定率負担のことではございますが、これが実施されています。応益負担は障がい者にとっては重い負担になります。所得に応じた無理のない負担にするよう、利用者負担の軽減を求めるものです。

この中で話し合われたことは、現場の声をしっかりと聞いていこうということで、表決の結果、当委員会におきましては全員一致で採択し、意見書を提出するように決しました。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので質疑を終結し、討論も終結し、これより、陳情第 2 0 号、日中一時支援事業等の地域生活支援事業における応益負担の見直しを求める陳情を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。

本案を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

---

日程第 1 6 陳情第 2 1 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 1 6、陳情第 2 1 号、障害児デイサービスの存続を求める陳情書を議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。陳情第 2 1 号、障害児デイサービスの存続

を求める陳情書について御報告いたします。

これも継続審査でございます。本陳情の内容は、障害者自立支援法の施行により認可条件の基準が厳しくなる、学童期の児童の利用希望があっても受け入れることができない、基準を満たせられない経過的障害児デイサービスの存続と、正常な運営ができる報酬の改善を求めたものでございます。この基準を満たせられないということにつきましては、就学時前の幼児は70%を満たしていかないといけないということで、なかなか難しい状況になっているということでございました。

これは、内容的な話し合いをした中で討論はしておりません。

表決の結果、当委員会におきましては全員一致で採択し、意見書を提出すべきものと決しました。

○議長（石上 良夫君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論もないと思いますので、討論を終結いたします。

これより、陳情第21号、障害児デイサービスの存続を求める陳情書を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。

本案を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

---

#### 日程第17 陳情第22号

○議長（石上 良夫君） 日程第17、陳情第22号、障害者自立支援法の事業者報酬の抜本的見直しを求める陳情を議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。陳情第22号、障害者自立支援法の事業者報酬の抜本的見直しを求める陳情について御報告いたします。

これも継続審査のものでございます。本陳情の内容は、障害者自立支援法の施行により、報酬の引き下げと報酬が日額払いになった、これを月額払いに戻すこと。そして、報酬の抜本的改善

を図り、事業の継続性、安定性の確保を求めたものでございます。

これも表決の結果、当委員会においては全員一致採択し、意見書を提出することに決しました。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論も終結しまして、これより、陳情第22号、障害者自立支援法の事業者報酬の抜本的見直しを求める陳情を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。

本案を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

---

#### 日程第18 陳情第23号

○議長（石上 良夫君） 日程第18、陳情第23号、小規模作業所の存続と小規模作業所の利用者負担の廃止についての陳情を議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。陳情第23号、小規模作業所の存続と小規模作業所の利用者負担の廃止についての陳情について御報告いたします。

これも継続審査でございます。本陳情の内容は、小規模作業所は障がい者の社会参加と自立を支援し、地域での孤立を防ぐ重要な役割を果たしております。この作業所利用者の負担を廃止、そしてこの作業所が存続できるよう補助金の存続などを求めたものでございます。

中で審議され、話し合われたことではございますが、この陳情書は具体的には4項目上がっております。その中で、地元福祉施設の方の御意見を参考にしながら、現場の声の重点的なもの、これをぜひというものに陳情項目をこの中で絞りまして、表決の結果、当委員会におきましては全員一致趣旨採択をして、これは趣旨ではございますが意見書を上げるということに決しました。

○議長（石上 良夫君） 委員長報告が終わりました。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論もないと思いますので、討論を終結いたします。

これより、陳情第 2 3 号、小規模作業所の存続と小規模作業所の利用者負担の廃止についての陳情を採決いたします。

委員長の報告は趣旨採択でありました。

本案を趣旨採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

---

#### 日程第 1 9 陳情第 2 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 1 9、陳情第 2 号、『「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制度を求める意見書』採択に関する陳情書を議題といたします。

本件について総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。去る 6 月 2 3 日付託を受けた陳情第 2 号、『「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制度を求める意見書』について、総務常任委員会をもって慎重審査を行いました。いまだ結論に至らず、なお検討審議を行う必要があるため、次時期定例会まで期限を延長されるよう、会議規則第 4 6 条第 2 項の規定により要求します。以上であります。

○議長（石上 良夫君） お諮りいたします。ただいま委員長から、会議規則第 4 6 条第 2 項の規定により、閉会中の継続審査とされたい旨の要求がありました。この委員長の要求どおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第 2 号は、委員長の要求どおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

#### 日程第 2 0 陳情第 3 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 2 0、陳情第 3 号、物価上昇に見合う年金引き上げについてを議

題といたします。

本件について総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。陳情第3号、物価上昇に見合う年金引き上げについて報告いたします。

本陳情の内容は、年金者組合が年金者の生活実態調査をもとに、少なくとも物価高騰前の生活水準を維持するために、物価上昇に見合う年金引き上げを要求しますという内容であります。

意見書としては、物価上昇率にあわせて年金を引き上げること。その際、無年金者、低年金者に生活支援金を上乘せて行うことという内容でありました。

反対意見としては、物価の上下によって年金を上げたり下げたりできるのか、いいかげんである。上げることは若者に負担をかけることになる。

賛成意見としましては、憲法25条で保障している最低の生活を守るために、年金生活者が国民の10%いる点で、これらの生活を上げるため賛成いたしますという内容であります。

討論、表決の結果、当委員会においては、賛成少数で不採択とすべきと決しました。以上であります。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 委員長にお尋ねします。先ほど物価上昇とか物価の変動によって年金を上下するということについての異論というものがあったというように承ったわけですが、しかし、これは別世界で年金者が暮らしてるわけではなく、通常のルートから生活費、あるいは公共料金を納めるわけなんですけども、そういう今の社会の仕組みの中で暮らすのは当然だと思っんですけども、また、それについて物価スライド制ということもきちんと書いてあるんですが、そのことについてどうも私としてはもう一つ理解ができないので、もっと詳しく内容を踏み込んでお聞きしたいというのが1点。

それから、若者に負担がなるというようなことだったのですが、これはどういうことでしょうか。そのこともあわせてお聞きします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。この件に関してはいろいろな考え方、御意見があろうかと思えますけれども、やはり最終的には表決によって採決をやらないかんという委員長としての判断の中で、そういう表決によって不採択すべきというふうに決しました。以上で

あります。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 委員長は表決の結果を言われるのはそれは当然で、委員長としては役割は当然ですけども、私が聞いたのは、いろいろ議論された中で、この物価上昇についての考慮することにどうなのかということと、それから若者の負担のことについては、もうちょっと説明してもらわないとよくわからないわけなんですよ。

ですから、改めてまた同じ内容で聞くんですけども、もう一つ説明をしていただきたい、このことを要求します。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。さっきも言いましたように、物価が上がったり下がったりすることによって、年金をその都度簡単にできるものかという御意見もありまして、なかなかこのことについてはそう簡単には決めることが難しいというふうに、私も理解したところでございます。

それと、若い者に負担をかけることになるということは、やはり何というですか、年金をあれするわけですから、それに見合う何というですか、金が要るわけでございます、それはどこから持ってくるか。そして今、若い者にもかけることも考えられます。そういうことによって、やはりこれはいかなものかということではなかろうかというふうに思っております。

委員長としましては、やはりこういういろんな意見があるわけですが、最終的には多数決という民主的なルールがあるわけですから、それにのっとって結論を出さないかんという立場の中で、当委員会としては表決の結果、賛成少数で不採択とすべきと決したということでございます。以上で終わります。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この陳情、物価上昇に見合う年金引き上げについての陳情を採択すべきという立場で討論をいたします。

この陳情者が1項目めに物価上昇に見合う年金の引き上げということを言っておられますけれども、現行制度がマクロ経済スライドというやり方をとっているために物価上昇の1%しか、1

00円上がれば10円しかそれに対応するようなことにはならないような制度になっていると。これは少子化による年金加入者の減少率と、それから年金受給期間の伸び率を調整率として掛ける計算方式をとっているために、物価上昇に見合う年金の引き上げが現行なされていないということに対して、年金生活者にとってみれば物価上昇に見合った引き上げがなければ、生活を維持することは困難だということで陳情されているので、このことは当然もっともな陳情者の御意見だと私も納得するわけであります。

そして次に、月額、最低保障年金という考え方ですね。これは今格差の広がりの中で生活保護になる方々が大変ふえている現状があります。そして、そういう生活保護で国民の最低生活を救済するのがいいのか、それとも年金制度をきちんと確立することによって憲法25条を現実のものにしていくのかということの制度設計の問題だと思うんですよ。それで、全国市長会は、この最低保障年金の考え方について、やっていくべきだということで意見をまとめられています。そして、年金者組合の方々は町との懇談を年に1度されておりまして、町の執行部の方もこの最低保障年金の考え方、理解できるという協議もされてきた経過もございます。そういうところから見ますと、この陳情は十分国に意見書を上げて、採択して意見書を上げていく意味が重要さがあるということで、ぜひとも採択し、国に意見書を上げるべきではないかと考え、皆さんの御賛同を求めて、もとの陳情を採択すべきという意見にいたします。よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 5番、景山です。私は本陳情に反対の立場から意見を述べさせていただきます。

せんだって新聞報道にもありましたが、現在、年金を受け取っていらっしゃる方は、平均的に支払い済み額の7倍近くの年金を受け取っていらっしゃるということで、これが将来的に40年、50年先に年金を受け取ることになるであろう若年層の方は2倍、ないしは2倍を切る程度しか年金として受け取りをすることができないということがもう既にはっきりと出ております。もちろん年金たくさんいただけた方がいいということは当然のことではありますけれども、国民ももう受給をされている方もいらっしゃれば、これから何十年も先ではないと年金を受け取る立場にならない、それまでずっと支払っていく立場の方もいらっしゃるわけです。そういった方に対して納得していただけるかといえば、なかなか今の状況では難しいものもあると思います。今後、維持が確実にできて、支払いの率もここまではできますよと明確に言えるような体制が整備された折には、ぜひ引き上げということもお願いをせんといいんとは思いますが、現時点では軽々に

この引き上げを求める意見書というのを出すのは問題があるのではないかなと思われま。以上、反対でございます。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、陳情のこの第3号、物価上昇に見合う年金引き上げについて、ぜひ採択すべきであるという立場で意見を述べるわけでありま。

先ほど賛成者の植田議員も言っていたんですけども、物価スライドについては非常に改悪というんですか、法律が変わったために悪くなったという状況であります。そして、政府が言ったのは100年安心の年金ということ唱えたわけですが、それからわずかしかたっていない年数の中で、既にこの計画が破綻してるような状況であります。つまり、そういう状況の中から今、若者に負担がかかると言われたのは、将来の先行きが見えない、展望が開けないという中から、本当に国民年金を払う気も持てないというようなことから、払っておられない人もたくさんいるわけなんです。もともと年金の資格を受けるのが日本は非常に長い間、その掛け金をしなければならないというような、本当に長期にわたって払わなければいけない。その間に何か不都合があって所得が減ってできなかった場合は、その間に欠落してできないような状況も生まれるということが起こり得るわけなんです。ヨーロッパの方では、短いところは10年足らずでも、10年もなるかならんかでも、その資格ができるという状況であるわけなんです。そういうことが組み込まれておれば、若者たちでもそれについて、やはり積極的にこれについては老後のことを考えてという考えも起こると思うんですけども、そういうやはり将来の希望が持てないというのが大きな欠点の一つだと思うんです。

それと、物価上昇なんですけども、先ほど質疑の中でも申し上げたんですけど、別の世界で暮らしておるなら別ですよ。だけど、通常の今の年金受給者以外と同じ状況の中から日々の生活の品物を求めていくところがあれば、物価が上がれば、それに見合うスライドをしていくというのが当然じゃありませんか。老人の人は、老人というか、年金受給者については割引で品物がもらえるという、そういう法律とか制度があればそれは別ですよ。だけど、そうでなかったら通常のルートでもらえるのであれば、手に入らない状況が起こる、生活困窮が起こるということになるわけなんです。そういう中からいけば、物価の変動について、それでやっていくというのが当然じゃありませんか。8年度の消費者物価指数は、これは総務省が発表してるんですけども、これは昨年と同じ状況であるということに今年度と同額ということになったんですよ。これは、やはり物価の変動については、政府自身が見捨てているということを状況を思わざるを得ないんですよ。

ということから考えれば、この末端の自治体でも私たち住民から負託を受けているそういう立場からいえば、住民の暮らし、年金者の暮らし、これを支援していくためにぜひ国にそのようにしてくださいというのを伝えるのが当然じゃありませんか。どうぞ皆さん、力を合わせて意見書を上げようではありませんか。そのことを呼びかけて私の意見を終わります。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1 番、板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） 1 番、板井です。この年金制度について反対の意見として述べさせていただきます。

まず、マクロ経済のスライド制が導入されたのが平成16年ということでもあります。単純に物価上昇率を除き、年金額に変動することなく数年間の物価上昇率で計算するものということです。物価上昇率がただマイナスのときには、そのまま年金額をマイナスにする。ただ、次の年に物価が上昇すれば、今までマイナスにしていた分を勘案しながら年金を決めていくというような制度です。年金を据え置くというのは、過去のマイナスがあったからという部分もあり、かつてのマイナス部分を精算する最後の年であるというふうに聞いております。ふえる年金受給者や、また減る世代、現役世代、マクロ経済スライドの年金受給者には厳しいものがあるとは思いますが、年金は受給者のみならず年金保険料を納めている現役世代の人たちのためでもあります。つまり、継続可能な年金制度だというふうに思っております。先ほど植田議員の方から最低保障年金を加えてほしいと、つけ加えたいというような話もありましたけど、やはりそういったことであれば、これは緊急支援対策というような格好になるのではないかなと思いますし、この年金に対してこういったことを入れていくと、やはりどんどん若者の年金離れがふえていくというようなおそれもあるのではないかなということで、この陳情については反対の意見です。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第3号、物価上昇に見合う年金引き上げについてを採決いたします。

委員長報告は不採択でありましたので、原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

---

日程第 2 1 陳情第 4 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 2 1、陳情第 4 号、気候保護法制定についての国への意見書採択のお願いを議題といたします。

本件について総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。陳情第 4 号、気候保護法制定についての国への意見書採択のお願いについて報告いたします。

本陳情の内容は、京都議定書で世界に 6%削減を約束している日本でCO<sub>2</sub>がふえ続けているのは日本に温室効果ガスを減らすルール、仕組みがないから、気候保護法を求めるものであり、その意見書の内容は京都議定書の 6%削減を守り、これからの中長期にわたって温室効果ガスを大幅に削減すること、排出を減らすための制度をつくることという内容であります。

意見としては、まず継続がいい、また趣旨採択がいい、陳情趣旨はよい、京都議定書など国際的に進められている、地球を守らないと生存ができなくなるというようないろいろな意見ございまして、反対意見もない、賛成意見もないという中で、表決の結果、当委員会におきましては、全員一致で趣旨採択すべきものと決しました。以上であります。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） 別に委員会で決められたことにとやかく言うことは一つもありませんけど、一番もとにある我が南部町議会議長は、いつから万上良夫さんになられたのか。これは最初から表が違うんじゃないのか。趣旨はわかりますけど、それもわかってこれは審議されたのかな。休憩にして。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後 1 時 3 4 分休憩

---

午後 1 時 3 5 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

それでは、ちょっと委員長、答弁お願いいたします。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。今、指摘していただきまして、大変委員長

として何というのですか、ここまで気が回ってなかったということに対してはおわび申し上げたいと思います。以上であります。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結し、これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論を終結し、これより、陳情第4号、気候保護法制定についての国への意見書採択のお願いを採決いたします。

委員長報告は趣旨採択でありました。

本案を趣旨採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

---

## 日程第22 陳情第5号

○議長（石上 良夫君） 日程第22、陳情第5号、ミニマムアクセス米の輸入見直しに関する陳情を議題といたします。

本件について経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。陳情第5号、ミニマムアクセス米の輸入見直しに関する陳情についてを報告いたします。

本陳情の内容は、ミニマムアクセス米の汚染米の不正転用や食品加工の現場で発がん性の高いカビ毒アフラトキシンが発見されるなど、大変センセーショナルな形で国内でもにぎわっている問題でございます。また、このままミニマムアクセス米を輸入し続けていくと、こうした危険な米を国民はつい食べさせられることにつながっていきかねません。加えて、国内では米の生産調整が拡大強化されている。矛盾したミニマムアクセス米の輸入を見直してほしい旨の申し出の陳情でございます。

これにつきまして、当委員会では反対、賛成意見がございましたが、反対意見の主なものとしては、国の政策なので趣旨採択でもよいという意見が多くありました。

また、賛成意見としましては、国の政策一環のものであるが、米余りの状況の中で輸入することに問題があると。危険性があるものをあえて輸入するべきではないというような意見もございました。

討論、表決の結果、当委員会におきましては、賛成多数で趣旨採択にすべきものと決しましたので報告いたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 委員長にお聞きします。今まで当議会には、ミニマムアクセス米の輸入はやめてほしいという陳情がその都度出ておりました。その都度、ぜひこれを採択するということと言ってたわけですけども、今回は趣旨採択ということも多くの方の採決によって決まったということなんですけども、今非常に大変な状況、つまり町内でも荒廃地、国全体もなんですけども、そのための対策というものをとられているんですが、その原因は何かといえば、やっぱり米の値が下がってるという状況から、採算に合わないからというのが大きな理由だと思うんですよ。そういう中で下がった原因は、下がってるにもかかわらず外国から輸入をするということ、これについて、それに上乘せが大きな波が寄せているという状況だと思うんですよ。そういう中で、これについての趣旨採択ということは、どうしてなのかということをお聞きしますので、その中で以前は採択されていたのに今回はされなかったというのは、状況が変わったというぐあいに認識されてでしょうか。そのことについてお聞きします。

○議長（石上 良夫君） 経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。今の御質問の関係でございますが、従来はこれを採択しておったのに、趣旨採択に変わったがということをおっしゃるんですが、このことについて今まではどうこうということは余り話しませんでした。とにかく新しい委員会の中で、これについては趣旨採択ということで決定したものでございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 結論は変わったわけですけども、何か以前と状況が変わったというぐあいに認識されての結果でしょうかということをお聞きするんですが、どうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長です。認識が変わったということではございません。ただ、今も申し上げましたように、経済常任委員会の中で話が出まして協議した中では、別に過去の採択が趣旨採択に変わるということについては、どうこう議論は出ませんでした。以

上でございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第5号、ミニマムアクセス米の輸入見直しに関する陳情を採決いたします。

委員長の報告は趣旨採択でありました。

本案を趣旨採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

---

### 日程第23 陳情第6号

○議長（石上 良夫君） 日程第23、陳情第6号、「農地法改正案」の廃案を求める陳情を議題といたします。

本件について経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。陳情第6号、「農地法改正案」の廃案を求める陳情についてを報告いたします。

本陳情は、農地を変える規制を緩和する、国会の方で6月の11日の方で法律の改正がなされております。それからまた、農地法の改正案というのは、農地を効率的に利用することを目的とする形となっております。また、農地の賃貸借を安定させるため、地域ごとに定めてきた標準小作料制度を削除することは、資金力のある企業に優良農地が集積され、認定農家や集落営農組織の存続が脅かされません。賃貸借期間が20年から50年に拡大されることは、大企業の優良農地取得に道を開くことにもなります。そういうことが基本的にこの農地法の中心的なものでございますが、これについて当委員会で審議しました中で、結果的に既に国会で可決されているものを今さらという話とか、それから時代の流れの中で企業参入は仕方がない、農業を活性化していなくてはならない、あるいは自分の代で終わりという人も多いのではないかと、それから5

0年の貸借期間は問題だということも出ております。

また、賛成の意見の中には、企業参入で資本が投下されれば農業の荒廃につながるおそれがある、法人に出した場合、悪くなったときにだれがやるかというような問題が出ておりました。

そういうことで、企業に厳しくすべきであるというような意見もございましたが、最終的、当委員会での討論、表決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。以上、報告終わります。

○議長（石上 良夫君） 委員長報告が終わりました。質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） このかぎ括弧つきの改正農地法ですけども、私は以前のバブル経済のときに改正前の農地法があったために農地が守られたということを知っておりまして、今回の農地法、かぎ括弧つきの改正によって、農地が本当に生産する農家からどういう影響が出るか、大変懸念する声をたくさん聞いておりまして、与党の農政の専門家も、このまま今回、国は通してしまったわけですけども、大変問題があるんだということを国会審議の中でも与党からそういう声が出るような内容だったと私は聞いておりまして、そう簡単に単純に不採択にされるという理由が十分理解できないわけで、不採択に賛成された方がこの農地法の問題点について、どのように検討がなされたのか。いろんな論点があったと思うんですけども、そういうことで国が決めたことだからというようなことでは、地方議会の陳情に対する姿勢としては問題だと思うわけですけども、十分その辺の与党から出されてきた問題点など調査されたでしょうか。その点、委員会での審査の内容についてお尋ねいたします。

○議長（石上 良夫君） 経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。お答えいたします。

当委員会の方では、そういう細かいことは精査いたしませんでしたが、私、委員長の立場で一応ネット等からの情報もとっております。そういう中で、私は委員会の採決の方にはかかわりが持てないもので、最終的に賛成少数で不採択にすべきということは言ったんですけど、私自身は廃案を求める陳情については賛成の立場でございますので、ただ、立場が委員長の関係で採決に加われなかったということで、もし私が採決に加われるということになれば2対2になるんですけど、基本的に採決に加われませんので、ひとつ了解してもらいたと思います。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今回の農地法に改正につきましては、私も一般質問でいろいろと問題点を指摘してまいりました。簡単に問題点を指摘いたしまして、私は今回の農地法の陳情について賛成する立場で討論いたします。

今回の問題点は、先ほどもありましたように大企業の参入を認めたということは、将来的にはやはり大企業が優良農地を借りて、採算の合うような企業ですから採算の合うような農地が借りたいということを実際に株式会社の社長は言っておられます。

それから、もう一つ、石破農林水産大臣も回答の中で、ある議員の質問に、耕作放棄地は土地条件が悪く採算が合わず、引き受け手がないからだと言っていると指摘すると、石破茂農水大臣もこれですべてが解決するわけではないというぐあいに認めております。

もう1点、借地の上限の50年、これも議会で申し上げましたけれども、やはり最終的には所有権が移転するような長い期間であるということで、これも問題であるということ。

それから、標準小作料の廃止です。これも標準小作料を廃止すれば、やはり資本力を持っておる者が最終的には小作料、今、南部町でも標準小作料審議会等で小作料を審議するわけですが、これが廃止されれば、やはり資本力がある者が小作料を引き上げてしまうという可能性が懸念がありますので問題であります。

それから、もう1点は、地元の農業公社、それから法人、認定農業者等も、まだ面積の拡大の希望をたくさん持っておられます。そういう方とどうしても企業は優良農地を選定してきますので、競合する可能性が非常にありますので危険であるということ。

もう1点は、最終的に農地の不法転用なり、産廃の不法投棄になる可能性があるということ指摘をいたしまして、この問題については陳情を賛成することです。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、足立喜義君。

○議員（11番 足立 喜義君） 11番、足立です。この陳情は、農地法の改正案の廃案を求める陳情ということでありまして、出されたのが5月の26日で、国会で可決をいたしましたのが6月の17日であります。もう既に、今の時点で廃案を求めるということにはいかないということでありまして、要点はですね。

それから、今、雑賀議員がいろいろ言われましたけれども、認定農業者の拡大とか小作料の問題等、要は企業がその農地を無理やりに持って行くわけではありませぬので、耕作者がどうするか

ということでありますので、何ぼ企業がどんどんどんどん入ってきて、自分がつくろうと思えばつくれるということでありますし、それから集落営農、あるいは農業法人、いろいろありますが、この人たちが企業にかわってやろうかと思えば、拡大してどんどんやれるということでありますので、特に法律で企業が参入してくるといふ、これは苦肉の策でいよいよ最後の手段であろうとは思いますが、そういったことはメインにして考えていきますと、企業がどんどんどんどんどっかの中国人を連れてきててやな話になりかねませんが、自分たちで何かやるんだということを考えれば、例えば雑賀議員でも今8町ですか、やっておられますけど、まだまだ拡大しようと思えばどんどんどんどんできますので、そういったことについては小作料がなくなれば随分楽になりますので、そういったものを利用して我こそはと思われる認定農業者の方がどんどんどんどん拡大していかれりゃ、もっともっと農地がどんどん有効利用できると思います。そういったことから、今は最初申し上げました廃案というのがメインでありますので、そういったことで委員長報告に賛成するものであります。以上です。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今、足立議員が廃案を求める陳情なのでどうこう言えないということをおっしゃいましたけれども、私たちがこの議会で判断すべき事柄は、このかぎ括弧つきの改正農地法が本当に南部町の農地、農業にとって、どう判断するかっていうことが問われているので、それに対して私たちは意見を言っていけばいいのであって、国がどうのこうのという問題ではないということをおっしゃってほしいと思います。

そして、2つ目には、先ほど認定農業者なり法人なりが新しい小作料ですか、小作料が安くて、どんどん規模拡大すればいいのではないかっていうことをおっしゃいましたけど、これはこの改正農地法の言ってる中身と違う話なんですよね。平均小作料の廃止っていうことを言っているわけで、それは市場原理に任せて高い人が農家との交渉の中で、当然農業委員会も関与するでしょうけれども、当事者間の合意によって小作料が決められていくということになると思います。そうすると、今現在主力で行っておられます担い手の方、認定農業者、それから法人が資金力によって影響を受けるという可能性は大いにあり得るわけですし、その危険性を先ほども雑賀議員が指摘されたんだと思っております。

私、専門でないので十分な議論になりませんが、先ほど足立議員が言われた点についての反論として、私はその点を言っておきたいと思っています。

そして、ぜひ皆さん、南部町の農業を守るためにこの陳情を採択していただきますようお願い

いいたしまして、私の討論を終わります。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 今、ると植田議員の方が賛成されましたけど、決して農業をどうこうしようとして足立議員は発言されたのではないというふうに思います。つまり、今、農業を取り巻く環境というのは、高齢化等で非常に難しいところに来ています。そういう中で、企業に農業への参入をある程度認めるということは、私は新しい力がそこには投入されるわけでありまして、企業の持っている魅力というのは例えば支援力、それから商品の市場にとってどういう商品が今必要とされてるか、マーケティング力。あるいは販路、商品をつくっても売り上げの販路がなければ上がることはできません。ですから、販路。そういうものをある程度、今の農家の方より残念ながら持っておられるというふうに思います。しかしながら、今までは農業に参入しなくても農地法ということではなかなか参入できなかった。ですから、新しい力を導入するためにそういう道が開けたと。私は非常に結構なことで、これから農業の活性化に向かってある程度の方向性が見出されたというふうに考えていますので、この農地法の廃案を求める陳情書には反対をします。ぜひ、企業が参入できるような道を開かれたということに高い評価をしてるからであります。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（石上 良夫君） 以上で討論を終結いたします。

これより、陳情第6号、「農地法改正案」の廃案を求める陳情を採決いたします。

委員長報告は不採択でありましたので、原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

---

#### 日程第24 陳情第7号

○議長（石上 良夫君） 日程第24、陳情第7号、最低賃金の引き上げと中小企業対策の拡充を求める陳情を議題といたします。

本件について総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。陳情第7号、最低賃金の引き上げと中小企業対策の拡充を求める陳情について報告いたします。

本陳情の内容は、景気回復には内需の動向が決定的な役割を果たす雇用対策と同時に最低賃金の改善など、貧困層を底上げする対策が非常に重要となるが、賃金の底支えをはずす最低賃金は最も高い地方でも時給766円、低い地方では時給627円にすぎず、底支えどころか賃金抑制の役割を果たしている。意見書では、特に賃金を時給1,000円以上が達成される道筋を検討することというふうになっております。

反対意見としましては、全国中小企業団体中央会の調査により、08年、平均16円程度の引き上げでは中小企業にとってもほとんど経営に影響はなかったと言っているが、南部町ではそのような調査が行われていないいい加減な意見書である。5月28日受け付けであるが、昨年の秋から大不況なのになぜこんな陳情が出るのか、誠意があるのか。

賛成意見としましては、最低賃金が760円、790円で推移している。これは生活保護以下の賃金である。賃上げは経済の活性化につながり、政策的にもすべきである。

討論、表決した結果、当委員会においては、賛成少数で不採択すべきものと決しました。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 委員長にお尋ねします。よろしく申し上げます。

今までも本議会、当議会にいわゆる働く者の待遇の改善の陳情がよく出ておりました。そのときによく言われたのは、私は一貫してそのような陳情に対しては同意書を求めてきたわけですが、それに対する相反する意見は、働く者の雇用の条件を向上することだけでも、それはわかるが、しかし反面、雇用者の方、雇う方からすれば大変な状況だということで、いわゆるバランス面が非常に欠けてるという陳情の内容を指摘されたんですよ。ここには数値ははっきりと上げておりませんが、働く者の待遇改善と、それと雇用者、経営者に対する手だても求めている陳情なんですよ。そういうことからいえば当然、これについては今の疲弊した経済を立て直すためには、最高の対策の行為ではないかと思うんですけども、そこら辺について委員長がもう少し委員会の中の意見を出されたことを深めていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。当委員会におきましては、先ほど説明しましたように、これが討論、それから意見集約いたしておりますので、委員長としましては表決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決したわけでございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 最低賃金の改善と安定雇用創出、中小企業対策の強化を求める意見書なんですけども、この陳情を不採択にする反対者の意見というのが今の南部町内における中小企業の経済情勢から見て、とても賃上げできるような状況ではないということが主な理由なんです。そのことをどう見るかということと、その最低賃金の水準について、今の実態がどうなのかということとをまず分けて考える必要があると思うんですよ。それで、今の日本の最低賃金の水準は平均所得の32%、先進国の中で最低水準にある。ワーキングプア問題を解決するため、年間3,000時間働いても年収200万円に届かないという最低賃金を抜本的に引き上げる必要がある。これは、このことだけを考えると当然ではないでしょうか。平均所得の32%で、この実態は生活保護基準以下でもあるわけです。これを引き上げないという理由がないことは、この請願者の意見書の案の中にもはっきりあらわれております。

それを、この意見書の中を見ていただきたいんですけども、3月29日にイタリアで開催された主要8カ国、G8労働大臣会合でも、この最低賃金の引き上げの政策を各国がとるべきだということ合意がされているわけです。最低賃金の引き上げは国際的合意だし、今の最低賃金の水準から見たら当然だということは一定皆さんにも合意ができる。そこで問題になるのが、今の中小企業にその支払う能力がない現状をどう考えるかという問題だと思うんですよ。今、政府予算はもうずっとなんですけども、中小企業対策関係の予算を1%しか支出してない、この現状なんです。主要先進国において、日本は特に中小企業が多い状態になっているんですよ。そういうはっきりとした調査があります。その中で中小企業対策費が予算の1%しかない現状、ここに改善していくことをして、この問題を対立的にとらえるべきではないわけです。

ここの陳情で求めていますのは、別紙の意見書案で、記のところで1というふうに書いておられますけども、政府は下請取引適正化の推進と最低賃金の底上げとをあわせて推進することで、まともな単価で公正な取引がなされる経済環境を実現することを政府に求めてくださいという陳

情の内容になってます。これが今の日本の経済政策を変えていく上で重要だし、当然そういう方法で政策展開がなされるべきだということになると思うんですよ。それを私たちが地方議会の意見書として上げていく。これは今の政府のやってる予算配分から見て、余りにも当然ではないでしょうか。ぜひ皆さん、この陳情を御一緒に採択して、国に意見書を上げるために御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥 日出夫君） 8番、青砥です。先ほどから雇用の件と、いわゆる年金の件というような形で、景気の動向によっていろいろな弊害が起きているというところが見えるわけですが、本陳情は最低賃金の改善と安定雇用創出、中小企業対策の強化を求める意見書ということで出ておまして、この記のところの部分の3番目を見ていただきますと、公正競争確立のため、全国一律最低賃金制の法制化を検討するというようになっております。やはり地方は地方、都会圏は都会圏でいろいろありまして、一律というのはどこを指して一律というのかわかりませんが、業種にもよりますし、いろいろな形があります。こういう不明確なことではなかなか最低賃金制ではわかりません。はっきり言いまして、全国最低賃金を一律に法制化するのはちょっと無理がありすぎて賛成しかねるということがございますし、この疲弊した経済の中で、こういうことを平気でべらべらしゃべれる、意見書が出せるというのは、よっぽど苦労してない人なんだなと私は思っております。したがって、これは委員長報告に賛成すべきだというふうに思います。以上です。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私はこの陳情をぜひ採択すべき、その立場で意見を申し述べます。

先ほどこの陳情を採択すべきでないという中で、よっぽどその経営については苦労しておられるんだろうかということだったですけども、逆に言いますと、働く者の今の苦労を全くわかっておられないではないかというぐあいを感じるわけなんですよ。というのは、なぜかといいますと、ここにも書いてありますように大企業の下請、これについての本当に地方の、全国からいけば90数%、100%に近いのが中小零細企業の今の状況なんですよ。そういう中でいえば、本当に今の下請たたき、このいじめがひどいと思うんですよ。きょうも新聞に出てましたけど、トヨタと、それからパナソニック、この会社はこういうことをやってる。派遣切りをやってて、その今度は期間工を募集してるんですよ。片一方では派遣切り、いわゆる派遣をしておったのを一方

的に切っておきながら、今度は仕事ができたら期間工で採用、募集をかける。つまり、限られた期間だけを何というんでしょうか、人間を人間として扱わない、物として扱うようなそういう風潮の中で、それが結局そこの企業で働いている人はもちろんですが、地方の下請、そういう会社が、これがやっぱり苦しむ原因になってるんですよ。ここにありますように、国で政府がしっかりと、いわゆる本当に大企業の下支えをしている中小零細企業、これを保護するような制度をつくり、またそこで働く人たちが一定の待遇保障をしてもらうということをやると、そのことが経済を潤し、活性化を図る、このことではないでしょうか。何ら、先ほど質疑の中でも問いかけたんですけども、今までは一方的な要求があったんですが、今回はバランスといいますか、片方で雇われる人、雇う人の立場で陳情を出してるという、こういうことこそ取り上げて地方から声を上げるべきではないでしょうか。

私は、ぜひこの陳情は、大げさな言い方になるかもしれませんが、地方の暮らしを支える礎だと思います。ぜひ皆さん、この声にこたえて行動を起こそうではありませんか。そのことを呼びかけて、私の討論を終わります。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5 番、景山浩君。

○議員（5 番 景山 浩君） 5 番、景山です。私はこの陳情に反対の立場から意見を申し上げます。

この陳情書の本文の中にも書いてありますが、今の最賃は低すぎるため、昨年程度の引き上げでは中小企業でもほとんど経営に影響がないというふうに書いてあります。確かに最低賃金よりも高いところを払っておられるところが多いとは言えるわけですが、中には私も知ってるようなところでは、高齢者の方ですとか、軽度の障がいをお持ちの方に、ほとんどもうからないう業務なわけですけれども、簡単な手作業の仕事をしていただいている。最低賃金の賃金を基準として、そういった仕事についてもらっておられるといったような事業所もありまして、こういうところはこの最低賃金がぼんと上がったとすると、やはり大きな影響が出るんだらうなというふうに思われます。そして、今の最賃は低過ぎるため、昨年程度の引き上げでは中小企業でもほとんど経営に影響はないから引き上げが可能というふうに書いてありますが、実際にこの別紙の案を見ますと、早急に時給1,000円以上が達成されるというふうになって、この最賃が早急に1,000円以上になると、ほとんどの中小企業には影響がないことはなくて、影響は甚大であらうなというふうに思われます。

いろいろ先ほども亀尾議員がおっしゃいました、手直しをされただらうなというふうに、昨年

までは総務でこの陳情を毎回毎回見ておりましたので、手直しをされたんだろうなというふうには思いますが、いろいろとバランスがとれていないような中身になってるというふうに思います。私は本陳情には反対でございます。

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第7号、最低賃金の引き上げと中小企業対策の拡充を求める陳情を採決いたします。

委員長報告は不採択でありましたので、原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

ここで休憩をいたします。再開は2時40分とします。

午後2時15分休憩

---

午後2時40分再開

○議長（石上 良夫君） 再開いたします。

先に、さきの委員長報告で経済常任委員長より、一部改正したいとの申し入れがありましたので、それを許します。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長です。先ほど亀尾議員さんの方から経済常任委員会についての質問がございまして、補正予算の中の18ページでございます農業振興費の中で、19番の負担金、補助及び交付金の件でございますが、燃油・肥料高騰対応緊急対策の中で、私は8対1だと、国の方が8割で県が1割、それから町が1割と申し上げたんですが、これが8割が国って言ったんですけど、これは7割が国で、それから県が1割、それから町の方が県と同額の1割というのが正当でございますので訂正いたします。失礼いたしました。

○議長（石上 良夫君） 以上で経済常任委員長の改正の報告を終わります。

---

#### 日程第25 選挙事務問題調査特別委員会中間報告

○議長（石上 良夫君） 日程第25、選挙事務問題調査特別委員会中間報告を議題といたします。

選挙事務問題調査特別委員会委員長である足立喜義君から報告を求めます。

足立喜義君。

○選挙事務問題調査特別委員会委員長（足立 喜義君） 特別委員長の足立でございます。昨年の12月に3名の議員さんから選管あてに質問がありました。その中で特に行き違った、大きく見解が違ったということで、2名の議員に対して皆が不審に思いということではありますが、特別委員会を設置するよう青砥議員の方から提案があり、可決し、設置をされました。以後、特別委員会を3回ほど開催しておりますので、町民の方からもどうなっているかという意見がメンバーにたびたびどうもあるようでもありますので、随分長くなりましたので、中間報告という形で一応この場で報告をさせていただきます。

特別委員会設置に至った経過と目的ということでございますが、1つ、12月定例会の一般質問で選挙管理委員長に対し、去る10月19日執行された町長・町議会選挙において、選挙管理委員会が下した選挙違反警告書などの一連の対応について、3名の議員から一般質問がなされた。2つ、そのやりとりは全く議論のすれ違いで、選挙を経験した我々議員としても経過はどうか、事実はどうか、公職選挙法ではどうか、わからないままである。3つ、またこの模様を中継したSANチャンネルを視聴した町民からも疑問や不審の声が上がっている。4つ、選挙を公正に執行管理することを任とする選挙管理委員会の論拠と、候補者がした選挙活動の言い分がどうか。全く意見がすれ違っていることが判明した。5、このことは議会としても看過できない。何もしないで放置することは町民への信頼を欠くこととなる。町民への責任でもある。6、事実経過について、議会が選挙事務について調査特別委員会を設置して、調査することを提起するということでもあります。

そして、設置の目的であります。選挙という議員に直接関係している選挙事務について、公平中立な立場で議会が調査特別委員会を設置して、事実、実態を調査することを目的としている。2、決して選挙違反ありきではない。3、事実経過はどうか、実態はどうか、そして法的根拠はどうかなどについて調査する。4、議会の責任で関係機関、関係人から経過や意見などを調査し、町民に報告することが目的である。5、事実を調査し事実を町民にお知らせすることは、町民の信託にこたえ、町民の疑問に答えることとなる。それが議会としての使命であり責任であると考ええる。

3番目、調査の方法。関係機関や関係人からの事実経過、意見を直接聞き取る聞き取り調査。

大きな2つ目ではありますが、特別委員会で調査した事実の概要ということでもあります。調査の方法は、委員会として2月2日に町選管への聞き取り、及び4月27日は植田議員と雑賀議員への聞き取りを行った。その際、委員会として事実経過、公職選挙法の解釈、また見解について事

前に質問を行い、それに文書で回答を願ったということで、そのうちそれぞれの見解について概要を報告いたします。

まず、選挙管理委員会の見解についてである。公選法では町村の選挙運動のために頒布できる文書図画は、町の選挙ははがき2,500枚、議員選挙ははがき800枚である。これらの文書図画は選挙運動期間中は配布できないことになっている。また選挙運動期間中に書籍、その他陳述の公報は配布できないことになっている。また、選挙運動期間中に書籍、その他陳述の公報物のように装いながら、特定の候補者を推薦するような文書を頒布する行為も禁止されている。政党の行う政治活動は、選挙期間中であっても選挙運動に当たらない純然たる政治活動である限り原則として自由であるが、掲示または頒布する文書図画に特定の候補者の氏名または氏名が類推されるような事項を記載することは禁止されている。今回、頒布されたビラの内容から判断すると、公職選挙法第142条の規定に違反する可能性がある。さらに、たとえこのビラが雑賀敏之後援会という政治団体で発行したものであっても、町内で頒布され、特定の候補者が記載されている当該文書は公選法第201条の13に違反するおそれがある。そして、内部文書と書いた後援会ニュースを告示日以降に後援会員に配る場合は、選挙違反に該当しないかという点についても疑問が残る。単なる事務連絡文書という意味での内部資料ということであれば、仮に後援会員のみにも配ったとしても、公職選挙法のいずれかの条文に抵触する可能性がある。また、実際に違法であるかどうかの最終判断は捜査機関や司法機関がすることではあるが、10月16日時点で、実際に5名の方に違法性の高い文書が配布されているという事実がある以上、実態を放置することなく、選挙違反を予防するために警告等を行うことは、選挙管理委員会としての当然の職務として行ったものである。しかし、結果として、その翌日17日と翌々日の18日に相変わらず封筒に入った後援会ニュースが町内で配布された。それは選挙管理委員会に対する挑戦的な行動であり、まことに遺憾であるとともに、今後の南部町の選挙執行に関し課題を残す事態であった。

続いて、雑賀後援会及び候補者の意見は、公職選挙法で頒布できないと言っている頒布とは、不特定多数の有権者に配布することで、有権者に配布することが違法で禁止されているのであって、我々が配った後援会ニュースは読むことを承諾された世帯のみに配布しているものであり、不特定多数に頒布しているのではない。「違法に配布」したというのであれば、どこのことか教えていただきたいので、住所、氏名を明記したものを添付することを求めるのは当然のことと考えている。こちらは承諾を受けており、実際事務所には間違っ入っているという声は1件も届いていない。間違っ他の世帯に配布していればいけないことなので、慎重を期すのは当然のことだ。それがわからなければ、警告文をもらっても手の打ちようがなかったのが実際のところだ。

そのようなやりとりがあったにもかかわらず、一方的に受け取り拒否したというのは納得いかない。また、「郵送された警告文」は受け取っており、拒否などしていないという雑賀議員の回答であります。

植田後援会及び候補者の見解は、今回の町長・町議会選挙において、選挙管理委員会が私たちに対して行った行為は公職選挙法の解釈を誤り、結果として公職選挙法が第1条に目的として求められている、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを大きく損なったと考える。そのことの第1は、公職選挙法第201条の13の解釈の誤りである。私たちの後援会ニュースについて、その配布方法は法律が禁じている「頒布」「不特定多数に配ること」ではないにもかかわらず、特定の通報者の言い分のみを一方的に事実として認定し、さらに、そのみを根拠に選挙違反と断定する行為は、選挙管理委員会としてしてはならないことと考える。選挙管理委員会としてできるのは、公職選挙法第6条の啓発、周知活動として、「警告」までであり、選挙違反と断定した前選挙管理委員会事務局長の行った行為は、選挙管理委員会の事務の範囲を超えた行為と考える。私たちは選挙管理委員会と前選挙管理事務局長に対し、再三このことに対して法律上の問題と事実認定等について質問し、回答を求めている。しかし、質問に具体的に答えることはいまだしていない。さらに、共産党より南部町選挙管理委員長あての「南部町選挙管理委員会に記載の訂正と謝罪を求める申し入れ書」が、説明資料として添付されていたことを申し添えておく。

あと、委員会の中の話であります。委員の主な見解として双方賛否両論ありますので、双方を申し上げておきます。選挙事務におかしいという面があったから特別委員会ならわかるが、同意しなかった議員がいるから調査するということは論外だ。委員会構成から委員を除くことはばかげたことで、こんな特別委員会は意味がない。一つ、法に照らして一定の判断は議会がすべきではない、司法がすべきこと。一つ、一般質問のやりとりの中で公務員が選挙違反などということとはとんでもないことだ。一つ、選管の判断と違っていたからこの特別委員会ができたのなら、そのことが問題だ。一つ、坂本町長のことや真壁候補のポスターなどを報告に上げないなど、一方的で偏っている。一つ、中間報告は事実をありのままに公表し報告することなら、出された資料を公表することが原則だ。一つ、この委員会は選管から疑いをかけられたことによって、12月議会で議論が分かれたことは事実だ。一つ、この委員会の目的は、4年後に新しいいい選挙をしようという趣旨だ。一つ、調査権のあるわけではない、証拠もないわけで、あれはどうだこれはどうだと次から次へでは前に進まない。一つ、捕まらなければよいという話ではない。県選管に意見や勉強会でもして、4年後には同じ認識のもとで選挙を行うべきだ。一つ、委員会は

結論を導き出そうとするものではない。後ろ指を指されない選挙をしようということだ。次回も同じようにすれば町民が判断する。一つ、一般質問と答弁が大きく食い違っていて驚いた。ハードルの違いは公職選挙法で一つ一つ確認すべきではないかということでもあります。

今までのこれが経過であります。今後考えられることとしては、委員会の中でも申し上げましたように、県の選管等いろいろ本件についても聞きながら、以後のために勉強会でもするということでもあります。相手がありますので、いろいろ調整しながらやっていく。

それともう一つは、警察の見解であります。その辺もできれば聞きたいなと思っております。けど、警察はどのようなときにどのような対処をするのかというようなこともあわせて勉強しながら、やっぱりどうしても皆が、町民が見られて本当にスムーズといえますか、スマートな選挙をお互いにやったらどうかというようなものを、これから後には話し合っていく考えであります。

ということで、以上、報告を終わります。

○議長（石上 良夫君） 以上で選挙事務問題調査特別委員会の中間報告を終わります。

亀尾議員。

○議員（13番 亀尾 共三君） これにはちょっと聞き取りすることはできませんか、委員長に対して。

○議長（石上 良夫君） 中間報告ですので、質疑は基本的にありませんが……（「ありますよ」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。特に植田議員と雑賀議員は特別委員会に所属しておりませんので、両名に関しては特別に許可いたします。亀尾議員は特別委員会で発言ができますので……。

○議員（13番 亀尾 共三君） 先ほど委員長が今後のことについて言われたので、それについてちょっと伺います。

○議長（石上 良夫君） いや、それはまた委員会がありますのでそのときに言ってほしいと思います。植田議員は特に許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） まず、いっぱいこと言いたいことがありますので、十分整理して言えるかどうか分かりませんがやっています。

まず、1つ目には、亀尾議員も先ほど言われかけたですけど、委員会の運営として警察の意見を聞くだとかというようなことは、私はずっとこの委員会の傍聴をしてきまして、委員長が独断で委員会の運営にこの場で方針を言われることは、委員会の運営上正しくないの、それは委員会の合意でもなかったということは言うておきます。

それで、まず順次聞いていきますけども、最初に選挙管理委員会の出した資料をもとにいろんなことをおっしゃいました。その中で私、大変大きな問題があると思うんですけども、選挙管理委員会の見解として、10月16日時点で、実際に5名の方が違法性の高い文書を配布されているという事実がある以上、事態を放置することなく選挙違反を予防するために警告等を行うことは、選挙管理委員会として当然の職務として行ったものである。しかし、結果として、その翌日17日と翌々日の18日に相変わらず封筒に入った後援会ニュースが町内で配布された。それは選挙管理委員会に対する挑戦的な行為であり、まことに遺憾であるとともに、今後の南部町の選挙執行に関し課題を残す事態であったということを報告されましたね。この事実認定なんですけども、5人の方のところに違法性の高い文書が配布された。このことについて、選管はそのように言っていますけども、私たちはそのことを当事者として確認してない。わかっていることは、選挙違反の警告文を持ってこられてときには、2名の人だと選管自身が言ってるんですよ。それを5名ということは、選挙管理委員会はうそを言ってるんですよ、ここで。これは絶対許すことはできませんね。それで、そのことをうそを書いて、人を罪に陥れようとするような選挙管理委員会の態度は絶対許すことはできませんので、このことは言うておきます。

そのことを委員会の中で亀尾議員が言ったんですよ。どうのこうのという委員会として出されないということはわかるんですけども、そのことをまず私は事実として言うておきたいということと、それから、この頒布という言い方、選挙管理委員会の一方的な言い分は頒布したんだということを大前提にしてるんですよ、あんたらが頒布したんだらうと。その証拠が先ほど言った5名なんですよ。これが事実と違うと私たちは言ってるんですけども、それを認めようとしません。これは選挙管理委員会としてあってはならないことだというふうに私は考えます。

それともう一つ、大きな問題がありますね。公職選挙法142条1項7号の規定によって、町村の選挙に関し、選挙運動のために使用できる、頒布できる文書図画は以下のものだと。142条で言うてるのは、法定のはがきだとかいうことですね。これはそうなんだけれども、実際には政党、その他の政治団体が行う政治活動においては、選挙期間中でも201条の13の規定によって、政治活動が許されているんですよ。（「政党活動」と呼ぶ者あり）政治活動が許されているんですよ。そのことをまず最初の段階で、142条以外はできないということを言うてきたんですよ。それで、そのことをもって防災無線で放送もしたんですよ。これは選挙の自由妨害にも当たるような内容を持っているんですよ。

そういうことも十分に言うておかなければなりませんし、それからまだ、この選管の資料、判例として出している最高裁第二小法廷と最高裁第一小法廷の判決、これが大きな根拠にしています

けれども、この適用の法が違うんですね。ここで言っているのは……。

○議長（石上 良夫君） 植田議員、もうちょっと質疑を簡潔にしてもらえませんか。

○議員（4番 植田 均君） ちょっと大事なことなんでよろしく……（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午後3時05分休憩

---

午後3時06分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

○議員（4番 植田 均君） 適用した法が違うんですよ。1つ目のアの1，511号という事件については、選挙運動のために使用する法定外の文書図画を配布したとき、これは146条ですかね、これに基づく判決だと。これで特定の少人数にすぎない場合でもなどといって判決出してる。これは全然参考にも何にもならない。

その次の2番目のアの1，957号、これも142条と243条に基づく頒布のことを言っています、これも選挙運動のために使用する法定外の文書図画、この判決なんですよ。その中身は不特定多数、文書図画を多数に頒布すること……。

○議長（石上 良夫君） 植田議員、質疑ですので……。

○議員（4番 植田 均君） もうすぐ終わります。

○選挙事務問題調査特別委員会委員長（足立 喜義君） このものに沿って言ってもらわんと答弁できませんよ。ほかのことで言われても。

○議員（4番 植田 均君） 委員会の中で私たちのいろいろ事実と違う点と、それから、今の先ほど言いました選管が選挙の自由妨害をやっているというようなことも私たち主張してきたんだけれども、（発言する者あり）そのことについて十分勉強してね。

それで、もう一つ言いたいのは、その共通のルールというようなことをおっしゃいますけども、共通のルールは公職選挙法なんですよ。それ以外にあり得ないんですよ。そういうことを公職選挙法に基づいて私たちはやっているのであって……（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 植田議員、特別委員長の報告に対する質疑のみでしていただきたいと思っています。

○議員（4番 植田 均君） じゃあ最後に質疑をしますけども、選挙管理委員長も先ほど紹介していただきました私たちの申し入れの場で、議員がこういう問題について外されて、調査の対象にされるなどということは普通やらんだろうと……（発言する者あり）一緒にやるべきだという

ことを最初から言ってますし、この特別委員会の設置そのものが問題だということを言っておりますが、再度、特別委員長の見解を聞いて、質疑を終わります。

○議長（石上 良夫君） 特別委員長、足立喜義君。

○選挙事務問題調査特別委員会委員長（足立 喜義君） あんまりよけ言われて、何が何かわかりませんが、何か頒布のことと。

ただ、これだけの資料しかございませんので、今言ったことに対してやってもらわんと、ずっといろんな幅広く言われても、5件のこともこれ書いてあります。だけど、これは選挙管理委員会が出した結論というか、出された資料から私が報告していることであって、それから、植田議員もずっと一部始終傍聴されておりますのに、内容というものはすべてわかると思うんですよ。選挙管理委員会が来て、最初にこちらから尋ねたものについて答弁をいただいたと、文書で。それでなおかつ、それを確認していただいたということでもありますので、その5件というのが、言われた5件、私も5件とは言いましたが、再度どなたかということは確認しておりませんが、その5件と、例えば今までの中で間違いはないってって言われるですけど、その5件だけでも間違ったということになりますと、この5つというのは当然選挙違反に疑いをかけられるというような、何かそういった今本人が言われるように、それが例えば2件であってもこれは疑わしいわけでありますわね。そういったことで全くないということにはなかなかかならんと思いますけど、いろんな法律を持ち出して今言ってもらっても、私もただ、今までの経過を報告したということでもありますので、その経過については植田議員も雑賀議員も常に傍聴しておられますし、それから、最初に言われました県の選管と警察ということは、私は委員長の立場で何遍も言ってますから、委員会でそういうことをお聞きしてもいいということについては。だけん、言ってないって言われるけど、それはこっちから、次は県の選管ということも言っておりますし、それで警察の方はちょっと難しいだろうというような話もしております。それは公の場でやっておりますので、何ら植田議員がそれは委員長の見解だなんて言われるようなことはしておりませんが、その点はよろしく願います。

○議長（石上 良夫君） 植田議員、委員長の中間報告に対する質疑のみ、簡明に述べてください。

○議員（4番 植田 均君） 答えてもらってないですよ。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後3時12分休憩

---

午後3時14分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

特別委員長、足立喜義君。

○選挙事務問題調査特別委員会委員長（足立 喜義君） 特別委員長、足立です。外したこととい  
いますか、これは私が委員長になる前の話であります。

それは昨年の12月の16日の委員会のときに、その委員で互選をして私が委員長になったと  
いうことで、委員長の互選でですね。だけん、その時点には私が委員長になったときにはおられ  
ないわけですよ、大体。あたかも私とその委員を外したようなことを言われますけど、それは  
議員の総意であって、当然当事者でありますので常識から考えりゃ、普通の人だったら委員に入  
っておられてもいいと思いますけど、植田議員のように持論を10分でも20分でもずっと言わ  
れたら、そりゃ当然委員会というのは多分今から考えてみると、うまいこと機能せだったかなと  
思う節もあるわけですね。そういう点で、私が委員長になったときにはもう既におられんかっ  
たということを申し述べて、私の答弁といたします。

○議長（石上 良夫君） 雑賀議員は質疑ありませんか。簡明にお願いいたします。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、植田議員の質問に対して足立委員長は、私が委員長になった  
ときにはもう2人いなかったということでもありますけども、結果としてこの特別委員会の委員長  
でありますので、やはりその辺は、そのときにいるかいなかったということではなしに、委員長  
としての見解を求めたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 特別委員長、足立喜義君。

○選挙事務問題調査特別委員会委員長（足立 喜義君） 委員長としての見解というのはまず、確  
かに先ほど述べるようにそれ以前の問題で、議会がそういった公正で議決をしているということ  
ですわね、議会が。私が提案して議決をしたということではございませんので、たしかこれは、  
今の議運の青砥委員長が提案されて、趣旨説明みたいなものをされて、その2名を外した説明で  
あったように思います。私は委員長になってそれを、議決になったものをさらに返してとか、何  
でかというような議論はそれ以前の問題でありまして、それと、さっきちょっと言いましたけど、  
確かにこれは私の見解だなしに皆さんが、その当時をよく思い出していただければわかると思う  
ですけど、大きく選管の要するに見解と、植田議員と雑賀議員の見解が分かれた、今でもそう  
ですけど。当時、亀尾議員だったかだれか言われたと思うんですけど、何で私が入っちゃってとい  
うやな話も、亀尾議員だったかどうかわからんけどちょっとそういうことがありましたけど、選管  
が要するに今の警告書を最初に持っていかれたときに、亀尾議員はすぐその場で受け取られたと  
いって（発言する者あり）というようなことがあって、それで……（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後 3 時 1 8 分休憩

---

午後 3 時 1 8 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

○選挙事務問題調査特別委員会委員長（足立 喜義君） 警告ではないんですけど、その何とい  
いますか、内容はようわかりませんが、亀尾議員は即座にそういったものをただされてやられた  
ということでありまして、選管の注意をですね。考えてみりゃ一般の人は、選管から注意をばっ  
とされるとすぐ改めますわね、こりゃえらいことだ、捕まったら困ると思って。だけど、いろい  
ろ法律に従ってやっておると今でも主張されておりますので、そこの辺の違いだないかと思いま  
すが。何回も特別委員会で申し上げましたのは、委員会も司法機関とかそういった違反を見つけ  
てそれを何といいますか、告発する委員会ではありませんので、次回の選挙にそれを生かして、  
やっぱり町民のだれが見てもきれいな選挙というものを求めてここはやっておるわけでありまし  
て、（発言する者あり）そういったことは、今言った話は委員会の中でたくさん出ておりますの  
で、ただつけ加えたということでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 以上で選挙事務問題調査特別委員会の中間報告を終わります。

---

日程第 2 6 発議案第 8 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 2 6、発議案第 8 号、地方自治体の地域生活支援事業への補助の  
あり方についての意見書を議題といたします。

提案者である杉谷早苗君から提案理由の説明を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。

---

発議案第 8 号

地方自治体の地域生活支援事業への補助のあり方についての意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条の規定により提出する。

平成 2 1 年 6 月 2 6 日 提出

提出者 南部町議会議員 杉 谷 早 苗

賛成者 同 景 山 浩

同 亀尾共三  
同 細田元教  
同 仲田司朗

南部町議会議長 石上良夫様

意見書は添付のとおりでございます。

○議長（石上良夫君） ただいまの提案説明に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上良夫君） 質疑を終結し、討論も終結して、採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上良夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第8号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第27 発議案第9号

○議長（石上良夫君） 日程第27、発議案第9号、障害児デイサービスの存続を求める意見書を議題といたします。

提案者である杉谷早苗君から提案理由の説明を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷早苗君） 民生常任委員長。

---

#### 発議案第9号

#### 障害児デイサービスの存続を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成21年6月26日 提出

提出者 南部町議会議員 杉谷早苗  
賛成者 同 景山浩  
同 亀尾共三  
同 細田元教  
同 仲田司朗

南部町議会議長 石上良夫様

---

意見書は添付のとおりでございます。

○議長（石上良夫君） ただいまの提案説明に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上良夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、討論を終結して、採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上良夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第9号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第28 発議案第10号

○議長（石上良夫君） 日程第28、発議案第10号、障害者自立支援法の事業者報酬の抜本の見直しを求める意見書を議題といたします。

提案者である杉谷早苗君から提案理由の説明を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷早苗君） 民生常任委員長。

---

#### 発議案第10号

障害者自立支援法の事業者報酬の抜本の見直しを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成21年6月26日 提出

提出者	南部町議会議員	杉谷早苗
賛成者	同	景山浩
	同	亀尾共三
	同	細田元教
	同	仲田司朗

南部町議会議長 石上良夫様

---

○議長（石上良夫君） ただいまの提案説明に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、質疑を終結し、討論も終結して、採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第10号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第29 発議案第11号

○議長（石上 良夫君） 日程第29、発議案第11号、小規模作業所の存続と補助金の継続についての意見書を議題といたします。

提案者である杉谷早苗君から提案理由の説明を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。

---

発議案第11号

小規模作業所の存続と補助金の継続についての意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成21年6月26日 提出

提出者	南部町議会議員	杉谷早苗
賛成者	同	景山浩
	同	亀尾共三
	同	細田元教
	同	仲田司朗

南部町議会議長 石上良夫様

---

意見書は添付のとおりでございます。

○議長（石上 良夫君） ただいまの提案説明に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して、採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第11号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第30 議員派遣

○議長（石上 良夫君） 日程第30、議員派遣を議題といたします。

会議規則第120条の規定により、お手元にお配りしました議員派遣の写しのとおり議員の派遣をしたいと思えます。

お諮りします。議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり議員派遣することに決定しました。

---

#### 日程第31 議長発議第12号

○議長（石上 良夫君） 日程第31、議長発議第12号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、青砥日出夫君から、閉会中も本会議の日程等、議会運営に関する事項について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、青砥日出夫君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

---

#### 日程第32 議長発議第13号

○議長（石上 良夫君） 日程第32、議長発議第13号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。広報調査特別委員長、足立喜義君から、閉会中も議会広報などの編集について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありま

した。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、足立喜義君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

---

日程第 3 3 議長発議第 1 4 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 3 3、議長発議第 1 4 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙事務問題調査特別委員長、足立喜義君から、閉会中も選挙事務問題について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午後 3 時 2 8 分休憩

---

午後 3 時 2 8 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

継続審査に御異議がございましたので、起立により採決いたします。

継続審査に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、選挙事務問題調査特別委員長、足立喜義君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

---

○議長（石上 良夫君） 以上をもちまして、今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、第 5 回南部町議会定例会を閉会したいと思いますので、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成 2 1 年第 5 回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後 3 時 3 0 分閉会

---

## 議長あいさつ

○議長（石上 良夫君） 閉会のごあいさつを申し上げます。

ここに平成21年第5回南部町議会6月定例会を閉会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る6月19日の開会以来、本日までの8日間にわたり、議員各位の御精励によりまして、ただいま閉会を宣告できましたことは、議長としてはまことに喜びにたえません。町長を初め執行部におかれましては、常に真摯な対応を持って審議に御協力いただき、深く敬意を表しますとともに、開陳されました議員各位からの意見なり要望事項につきましても、執行の上十分に反映されますよう強く要望いたす次第であります。

去る6月15日に南部町内から確認されました新型インフルエンザ感染患者の方は、その後、快方、退院され、また、その濃厚接触者の方々は感染拡大はないようであります。関係各位の御努力によりまして事なきを得たのでありまして、まことに喜ばしいことでございます。日ごろよりうがい、手洗いの励行を十分心がけたいものであります。

議会といたしまして、本定例会より、町民の皆様にわかりやすい議会の議論とするために、各議案の採決の際の常任委員長報告や賛成、反対討論について丁寧にかつ、わかりやすくを基本に新たな議事運営を試みました。必要な議会の見直しは積極的にかつ前向きにとらえることで議員一同、町民の負託にこたえていく努力を怠ってはならないと考えるところでございます。

本格的な夏本番を迎えるに当たり、議員各位におかれましては御自愛くださいませ、町政の積極的推進に御尽力賜りますことをお願い申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

---

## 町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 町長。6月定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は6月19日より本日まで8日間にわたって開催されまして、一般会計補正予算など13議案について上程し、御審議を賜ってまいりました。結果として全議案ともに御賛同賜り、御承認いただきまして、まことにありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

22日から23日にかけて、7名の議員さんから一般質問いただきまして、職員の服務について、あるいは天萬庁舎改修について、防災コーディネーターについてなど、現下の町政の重要課題について質問をいただいたわけでありまして。それぞれに答弁もいたしましたけれども、議

論のかみ合わなかった部分や、方向の異なる御指摘もございました。私は、是正すべきは是正すべきだという気持ちも持っておりますので、日常的な議員活動の中でまた御指導、御鞭撻を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

さて、本議会におきましては、政府の経済対策を受けて臨時交付金を活用いたしまして、長年の課題でありました教育施設整備を図ることを主とした補正予算を組んだわけでございます。15カ月予算で特別会計、企業会計を合計いたしますと、126億円余もの予算となっております。これだけの金額でございますから、できるだけ早期に執行いたしまして地方経済の活性化で景気回復が図られるように、さらにまた行政目的が早期に実現されるように頑張ったいと、このように思うものでございます。

最後に、今議会では職員不祥事につきまして、さまざまな角度から問題点を取り上げて厳しく指弾をいただいたわけであります。職員もこのやりとりを拝聴し、二度とこのような不祥事がないように肝に銘じ、魂に誓っていただいたことだろうというように思うわけでございます。私も気持ちを引き締めて再発防止に指導してまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

これからますます暑くなりますけれども、議員各位には御健勝で議員活動に御精励を賜りますようお願いを申し上げまして、お礼のごあいさつにかえたいと思います。ありがとうございました。

---